

令和元年6月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
令和元年6月19日・21日

場 所 第4委員会室

令和元年 6 月 19 日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正  
予算(第1号)
- 議案第9号 宮崎県森林環境譲与税基金条例
- 議案第16号 宮崎県再生可能エネルギー等導  
入推進計画の策定及び宮崎県新  
エネルギービジョンの廃止につ  
いて

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別  
紙3)
- ・平成30年度宮崎県事故繰越し繰越計算書(別  
紙4)
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調  
査
- その他報告事項
  - ・宮崎県気候変動適応センターの設置について
  - ・平成30年度「大気、水質等の測定結果」につ  
いて
  - ・光化学オキシダント注意報の発令について
  - ・令和元年度海水浴場水質調査結果について
  - ・川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等につ  
いて
  - ・下刈等森林作業省力化実証事業について
  - ・農畜水産物の輸出拡大に向けた取組方針の概  
要について
  - ・平成30年度の農畜水産物の輸出実績について
  - ・農地中間管理事業の実施状況等について
  - ・新規就農者の確保・育成の状況について
  - ・防災重点ため池の再選定について

出席委員(8人)

委 員 長	野 崎 幸 士
副 委 員 長	凶 師 博 規
委 員	星 原 透
委 員	横 田 照 夫
委 員	山 下 寿
委 員	佐 藤 雅 洋
委 員	太 田 清 海
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
環 境 森 林 部 次 長 ( 総 括 )	松 田 広 一
環 境 森 林 部 次 長 ( 技 術 担 当 )	廣 津 和 夫
環 境 森 林 課 長	川 口 泰 夫
みやざきの森林 づくり推進室長	黒 木 逸 郎
環 境 管 理 課 長	富 山 典 孝
循 環 社 会 推 進 課 長	蕪 美 知 保
自 然 環 境 課 長	田 原 博 美
自 然 公 園 室 長	藤 本 英 博
森 林 経 営 課 長	濱 砂 正 則
山村・木材振興課長	橘 木 秀 利
みやざきスギ 活用推進室長	有 山 隆 史
林業技術センター所長	日 高 和 孝
木 材 利 用 技 術 セ ン タ ー 所 長	美 戸 司
工 事 検 査 監	木 嶋 誠

農政水産部

農政水産部長	坊 蘭 正 恒
農政水産部次長 ( 総 括 )	河 野 讓 二
農政水産部次長 ( 農 政 担 当 )	大久津 浩
農政水産部次長 ( 水 産 担 当 )	毛 良 明 夫
畜産新生推進局長	花 田 広
農政企画課長	鈴 木 豪
中山間農業振興室長	小 倉 久 典
農業連携推進課長	愛 甲 一 郎
みやざきブランド 推 進 室 長	東 洋一郎
農業経営支援課長	日 高 義 幸
農業改良対策監	坂 本 美奈子
農業担い手対策室長	戸 高 朗
農 産 園 芸 課 長	菓子野 利 浩
農 村 計 画 課 長	小 野 正 寛
畑かん営農推進室長	酒 匂 芳 洋
農 村 整 備 課 長	盛 永 美喜男
水 産 政 策 課 長	福 井 真 吾
漁業・資源管理室長	林 田 秀 一
漁 村 振 興 課 長	外 山 秀 樹
漁港漁場整備室長	鈴 木 宣 生
畜 産 振 興 課 長	谷之木 精 悟
家畜防疫対策課長	三 浦 博 幸
工 事 検 査 監	中 山 俊 行
総合農業試験場長	甲 斐 典 男
県立農業大学校長	山 本 泰 嗣
水 産 試 験 場 長	田 中 宏 明
畜 産 試 験 場 長	徳 留 英 裕

○野崎委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時3分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

先月、5月31日に開催されました第64回宮崎県乾しいたけ品評会表彰式におきましては、来賓として丸山議長、野崎委員長に御出席いただきました。県内乾しいたけ生産者の生産意欲の高揚につながりました。この場をおかりして、厚く御礼を申し上げます。私どもとしても、引き続き乾しいたけの振興に力を入れてまいりたいと考えております。本当にありがとうございました。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	前 野 陽 子
議事課主任主事	渡 邊 大 介

ます。

本日の説明事項は、提出議案が3件、報告事項が2件、その他報告事項が6件であります。

まず1の予算議案といたしまして、議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。

次に、2の特別議案といたしまして、議案第9号「宮崎県森林環境譲与税基金条例」及び議案第16号「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の策定及び宮崎県新エネルギービジョンの廃止について」御説明いたします。

次に、3の報告事項は、平成30年度繰越明許費及び平成30年度事故繰越につきまして、御報告するものであります。

4のその他報告事項につきましては、今年度設置を予定しております宮崎県気候変動適応センターの設置についてなど、6項目を御報告いたします。

それでは、まず1の予算議案について、私のほうで概要を御説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

1の歳出予算集計表についてであります。この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものであります。

今回の補正につきましては、今年度から県に譲与されます森林環境譲与税につきまして基金を設置するための経費や、昨年、国が閣議決定いたしました防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく交付金等を活用し、山地治山事業や森林整備事業などを推進するための経費、また林業担い手対策基金や宮崎県人口減少対策基金を活用し、林業事業者の確保・定着化、山村地域の活性化を推進するための経費をお願いするものであります。

今回の補正では、一般会計で表の中ほど、補

正額のB列の小計の欄にございますように、16億6,811万6,000円の増額をお願いしてございまして、補正後の一般会計予算額は、その右側、補正後の額のCの列の小計にありますとおり、233億3,754万8,000円となります。この結果、補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、補正後の額のCの列の一番下、合計欄にありますとおり、246億179万円となります。

次に、2ページをお開きください。

令和元年度環境森林部の重点推進事業についてであります。これは、このたびの宮崎県総合計画及びアクションプランの変更に伴いまして、本年度の環境森林部の重点事業について、アクションプランに沿って整理したものであります。5つのプログラムのうち、環境森林部に関連する4つのプログラムについて、主な事業を掲載したものであります。詳しくは、また後ほどごらんいただければと思います。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が御説明いたします。どうぞよろしく御願いたします。

**○川口環境森林課長** 環境森林課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の39ページをお開きください。

環境森林課の6月補正額は、左から2列目、補正額の欄にありますように、一般会計で1億1,600万円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、一般会計、特別会計合わせまして、37億2,508万5,000円となります。

次の41ページをお開きください。

(事項) 森林環境譲与税基金積立金1億1,600万円の増額であります。補正の内容につきまし

では、別冊の常任委員会資料で説明させていただきますが、今回、特別議案として提案しております議案第9号「宮崎県森林環境譲与税基金条例」との関係がありますので、資料は前後いたしますが、初めに森林環境税及び森林環境譲与税の概要と基金条例について、その次に補正予算の基金積立金について説明させていただきます。

それでは、委員会資料の12ページをお開きください。

森林環境税及び森林環境譲与税は、地球温暖化や災害の防止など公益的機能を有する森林整備のための費用を国民が広く負担する仕組みとして、今般、国において創設されたものであります。

森林環境税につきましては、(2)にありますとおり、令和6年度から個人住民税の徴収に合わせて、年額1,000円が徴収されることとなっております。税収は約600億円の見込みとなっております。

また、森林環境譲与税につきましては、(3)にありますとおり、森林経営管理制度の円滑な推進を図るため、今年度から県及び市町村に譲与されることとなっております。各県への配分については、④の譲与基準に基づき行われることとなっております。

今年度の譲与見込み額は、推計になりますが、⑤の上段にありますように、県内市町村全体で4億6,300万円、県で1億1,600万円、合計で5億7,900万円となっております。

また、その下にありますように、令和15年度には、県内市町村全体で15億6,300万円、県で1億7,400万円、合計で17億3,700万円となっております。

次に、⑥の譲与税の用途であります。法律

に明記されておりました。市町村においては森林の整備、人材育成や木材利用などの森林整備の促進に資する施策を、県においては市町村の支援や森林の整備の促進に資する施策を行うこととされております。

それでは、左側の11ページをごらんください。

議案第9号「宮崎県森林環境譲与税基金条例」についてであります。

ただいま御説明しましたように、譲与税は、法律により用途が限定されておりますことから、歳入・歳出を明確にし、適切に管理するため、基金を設置することとし、地方自治法の規定に基づき、基金を創設する条例を制定するものであります。

基金に積み立てる額は、県に譲与された額とし、予算で定めることとしており、基金の処分については、森林整備等を実施する市町村の支援、森林整備の促進に要する費用の財源に充てる場合に限り処分できるものとしております。また、施行期日は公布の日としております。

続きまして、資料の5ページをお開きください。

森林環境譲与税基金積立金について御説明いたします。

今年度の県への譲与額は、先ほど御説明いたしましたとおり1億1,600万円となっております。2の(1)の予算額にありますように、同額を基金に積み立てることとしております。

今年度の基金の用途につきましては、右側の6ページの2の(1)に記載のとおり、①の市町村が実施する森林整備の支援や、②の人材育成、木材利用促進等による森林整備の促進等、7つの事業に充てることとしており、一番下にありますように、総事業費1億6,300万円のうち、譲与税1億800万円を充当する予定であります。

なお、各年度の積立額につきましては、(2)にありますように、令和元年度から3年度までが1億1,600万円、令和4年度以降は1億7,400万円と試算しているところであります。

譲与税を基金に積み立て、年度ごとに取り崩しながら、今後、森林環境譲与税を活用した市町村の取り組みを支援するとともに、新たな森林管理システムによる人工林の適切な管理を進め、林業の成長産業化と森林資源の適正な管理を図っていきたいと考えております。

宮崎県森林環境譲与税基金条例、森林環境譲与税基金積立金については、以上であります。

続きまして、委員会資料の13ページをお開きください。

議案第16号「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の策定及び宮崎県新エネルギービジョンの廃止」について御説明いたします。

まず、1の策定の考え方についてですが、県では、平成16年3月に策定し、同25年3月に改定した宮崎県新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電などの新エネルギーの導入促進に取り組んでおりますが、国の固定価格買取制度の効果等もあり、太陽光発電や木質バイオマス発電については急速に導入が進みました。

しかしながら、近年は、固定価格買取制度における太陽光発電の調達価格の低下や地域との共生など、新たな課題も発生しております。このような背景を踏まえ、国のエネルギー基本計画等との整合性を図り、対象とするエネルギーの範囲を広げ、新たな課題に対応しつつ、その導入を促進するため、宮崎県新エネルギービジョンを廃止し、新たな計画を策定するものであります。

次に、2の策定経緯についてですが、平成30年6月の常任委員会で策定趣旨を報告し、有識

者からの意見聴取や県民アンケートを経て、11月の常任委員会では骨子案を報告いたしました。さらに、平成31年2月の常任委員会において素案を報告し、パブリックコメントを経て、今回、素案と同じ内容ではありますけれども、最終の案を提案させていただいております。

3の宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画(案)の概要につきましては、計画書本体ではなく、右側の14ページの体系表により説明させていただきます。

まず、資料の左上の2の計画期間につきましては、2019年度から2022年度までの4年間としております。

次に、その下のビジョンと書かれた枠内をごらんください。基本目標を、再生可能エネルギーによる持続的な社会の構築とし、その下の3つの基本方針、創エネの定着、省エネの定着、将来にわたり持続可能な社会を実現するための体制構築のもと、さらにその下にありますように、それぞれの分野別施策を展開していくこととしております。

この分野別施策のうち、左側の再生可能エネルギー等の導入促進につきましては、1の再エネの導入支援において、太陽光発電では余剰電力に係る電力会社の買い取り義務が本年11月から順次終了していくことから、余剰電力の自家消費による利活用や災害に備えた自立分散型エネルギーとして電力の地産地消を推進すること、また、その下の蓄電池等については、非常時の電力確保や余剰電力の利活用等のための蓄電池設置の推進、さらには、2にありますように、市町村が行う導入可能性調査への支援等を行うこととしております。

次に、その右側の省エネルギーの推進につきましては、1にありますように、事業者向け省

エネセミナーの開催や優良事業者の表彰、2の家庭での電気使用量削減に対する取り組みの支援等により、引き続き省エネを推進することとしております。

最後に、右側の持続可能な社会づくりのための体制の構築につきましては、1の景観や自然環境に配慮した発電設備の導入推進や、2の太陽光パネル等の適正処理推進のための指導體制の構築などに取り組むこととしております。

これらの施策を推進することによりまして、一番下の導入見込み量の表にありますように、左側の発電部門では、平成29年度の約211万キロワットに対し、計画の終期の令和4年度には、約16%増の245万キロワットの設備容量を見込んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

**○田原自然環境課長** それでは、自然環境課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の43ページをお開きください。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額欄にありますように、一般会計で8億3,592万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、47億3,032万2,000円となります。

その内訳であります、45ページをお開きください。

上から5段目の(事項)山地治山事業費で、6億9,244万6,000円の増額であります。

これは、当初予算で、防災・減災、国土強靱化分として計上し、国に対して要望していたものの、その一部が通常分として内示があったために補正が必要となったもので、荒廃した山地の復旧や山腹の崩壊、溪流の荒廃等を未然に防止するために治山施設の新設などを行うもので

あります。

次に、その下の(事項)県単治山事業費で1,000万円の増額、そして一番下の(事項)県単補助治山事業費で3,000万円の増額であります。これらは、地方自治体が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するために新たに創設された緊急自然災害防止対策事業債を活用し、国庫補助の対象とならない比較的小規模な治山施設や林地崩壊防止施設の新設などを行うものであります。

1枚めくっていただきまして、46ページをoranください。

中ほどにある(事項)自然公園等整備事業費で1億348万円の増額であります。これは、防災・減災、国土強靱化分として、九州自然歩道霧島山麓コースなどの登山道や休憩所の整備を行うものであります。

説明は以上であります。

**○濱砂森林経営課長** 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の47ページをお開きください。

森林経営課の補正額は、左から2列目にありますように、6億8,994万円の増額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、86億3,100万3,000円となります。今回の補正予算は、いずれの事業も国庫補助決定に伴い増額するものであります。

それでは、各事業について御説明いたします。

めくっていただいて、49ページをoranください。

上から5行目の(事項)森林整備事業費です。補正額は、4億9,300万8,000円の増額であります。これは、防災・減災、国土強靱化対策として、山地災害危険地区の周辺におきまして、再

造林や間伐等の森林整備を行うものであります。

次の(事項) 再造林推進事業費です。補正額は、3,603万5,000円の増額であります。これは、再造林等の森林整備を進める上で必要な作業道等の整備を行うものであります。

その下の(事項) 地方創生道整備推進交付金事業費です。補正額は、1,649万2,000円の増額であります。これは、林業の用途に加え、山村地域の生活道となるような林道の開設や舗装を行うものであります。

50ページをお開きください。

一番上の(事項) 林業専用道整備事業費です。補正額は、1億695万8,000円の増額であります。これは、防災・減災、国土強靱化対策として、現在利用されております林業専用道などにおいて、通行の安全性を高めるための改良整備を行うものであります。

次の(事項) 山のみち地域づくり交付金事業費です。補正額は、3,744万7,000円の増額であります。これは、広域的な地域にまたがる基幹林道の整備を行うものであります。

森林経営課からの説明は以上であります。

**○橋木山村・木材振興課長** 山村・木材振興課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の51ページをお開きください。

当課の補正予算は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2,625万円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額にありますように、一般会計、特別会計合わせまして、52億1,247万7,000円となります。

増額の内訳は、次の53ページをお開きください。

上から6段目の(事項) 林業担い手総合対策

基金事業費1,875万円の増額と、その下の(事項) しいたけ等特用林産物振興対策事業費750万円の増額でありますけれども、補正の内容につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきます。

資料の7ページをお開きください。

新規事業「ひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業」であります。

1の事業の目的・背景ですが、本事業は、林業就業者の就労環境の改善や新規就業者の継続雇用、学生等のインターンシップ受け入れ等に取り組むひなたのチカラ林業経営者を支援するものであります。

右側の8ページをごらんください。

①の表のとおり、本県の新規林業就業者数は、新規参入がある一方で、退職者もおりますので、実質の増加は年間30人程度となっております。

次に、②の表のとおり、森林組合では、植栽や下刈りなど造林保育の担い手である造林班がこの10年で半減しており、このままでは再造林の推進に支障を来すものと考えられます。

このような中、③のスキーム図にありますように、本年4月にスタートした森林経営管理制度において、市町村を介して森林所有者から経営管理を受託する意欲と能力のある林業経営者を本県独自にひなたのチカラ林業経営者と名づけ、現在、県では44者を登録・公表しております。

この林業経営者は、④にありますように、点線で囲まれた経営管理の不十分な私有人工林を管理いたしますので、新たな雇用の創出が期待されるところであります。

左のページに戻っていただきまして、2の事業概要ですが、予算額は1,875万円で、財源は宮崎県林業担い手対策基金であります。



事業内容ですが、①の人に優しい軽労化推進事業は、林業就業者の負担軽減につながる資機材導入経費を助成いたします。また、②の造林等魅力アップ支援事業は、造林保育作業に従事する新規就業者に一定以上の給与を支払うなど、継続雇用に取り組む林業経営者に対し、1人当たり3年間で100万円を上限に定額助成いたします。加えて、③のU I Jターン者等支援事業は、就業希望者の就業体験やインターンシップ経費も助成することとしております。

3の事業効果ですが、これらの取り組みにより、ひなたのチカラ林業経営者の雇用者を5年後に現状の800人から200人ふやして1,000人にすることを目標に、その定着化を図り、中山間地域の労働人口の流出抑止につなげてまいりたいと考えております。

次に、9ページをお開きください。

新規事業「山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業」であります。

1の事業の目的・背景ですが、しいたけ等特用林産物は、担い手不足等により生産量は減少傾向にありますが、就業相談会などでは、しいたけや炭の生産・就業に関心が高い者がおり、U I Jターンを推進できる余地はあるものと考えております。このため、原木しいたけ、備長炭などへの新規就業希望者に対し、給付金を支給することにより、担い手の確保・育成を図るものであります。

なお、「特用林産業」とは、一般的に使われる用語ではございませんけれども、事業がより認知されるように願いを込めた造語となっております。

それでは、まず右の10ページをごらんください。

グラフの左側は生産量、右側は生産者数を示

しております。生産量は、乾しいたけ、白炭、いずれも減少傾向にありますが、生産者数は近年ほぼ横ばいになっております。

また、①にありますように、本県は全国有数の特用林産物の産地であり、②にありますように、特用林産物の産出額は55億円で、本県の林業産出額の19%を占めております。

さらに、③にありますように、諸塚村など主な生産地において、生産者の高齢化が進む中、美郷町では備長炭生産者30人のうち11名がIターン者として定住するなど、集落の維持や人口減少抑止に寄与している事例もございます。

次に、将来性ではありますが、乾しいたけは、輸入品が国内流通の3分の2を占めていることから、本県産のシェアを伸ばせる可能性があり、また備長炭についても、国産が大変人気で、需要に供給が追いついておらず、取引の拡大が見込まれるところであります。

その下の事業内容ですが、①にありますように、研修生1人につき月額12万5,000円を最長2年間、年間最大で150万円支給いたします。また、②にありますように、受け入れ生産者等への謝金として、研修生の受け入れに月額5万円の年間最大60万円を支給することとしており、対象者数は①、②とも5名を予定しております。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は750万円、財源は宮崎県人口減少対策基金であります。

3の事業効果ですが、担い手の育成確保により、県産ブランドの維持やU I Jターン者の定住化が図られるものと考えております。

説明は以上であります。

**○野崎委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありますか。

**○山下委員** ひなたのチカラ林業担い手確保定

着促進事業についてお尋ねしますが、このひなたのチカラ林業経営者はどこがどういう形で認定をするんですか。

○橋木山村・木材振興課長 県で登録、認定をします。国の基準等を参考に、県のほうで登録のための要領等をつくっておりまして、その基準に基づいて認定することとしております。

基準の内容ですけれども、素材生産量が3,000立方以上、そして伐採後の造林に8割以上取り組むこと、それから財務基盤を有し、長期的に受託できる体制にあることなどが審査基準となっております。

○山下委員 次の、山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業ですけれど、これはU I Jターンではなくて、もともと県内に住んでいて、高齢化によってもう林業とといいますか、伐採事業ができなくなったので、しいたけをやりたいとか、そういう転換をする人は該当しないんですか。

○橋木山村・木材振興課長 この事業は、人口減対策ということで、よそからの定住を図るもので、そのなりわいとして特用林産業を希望する方に対して支給するものであります。

ですから、今現在、例えばふるさとを出られて都会にいたりとか、隣の町にいたりとか、そういった方については、こちらに帰って来ていただく形ですので対象になるかと思いますが、同じ町に住んでいらっしゃる方については、今のところ支給対象とはしない方向で考えてはおります。

ただ、そのたてつけについては、市町村等の要望等もございますので、ほかの産業からの転入について認めるとか、そういったことについて、今後、要望があれば検討してまいりたいと思っております。

○星原委員 今の山下委員のに関連して、このひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業について、こういう制度を設けてやることはいいことだと思うんですが、これは補助の上限が1人当たり3年間で100万となっているんですけれど、結局若い人を地域に残すということは、やっぱり都会と比較して、宮崎で働くことで安定した給料がもらえるかどうかという話になってくるわけですよね。その場合、例えば林業経営者が幾らぐらい給料を支払っていて、不足分ということで計算した上で、こういう制度をつくっているのかどうか。その辺はどういう計算式でこういう形になったのか。3年間で100万円ということは、1年で33万円ぐらい、じゃあ月にしたときには、12カ月で割ると3万円いかないぐらいになるわけですよね。そういう形で、都会に出ていく若い人を地元に残す、そういう計算が十分できた上で、この事業予算は組んだものなんですか。

○橋木山村・木材振興課長 安定した給与が得られなければ、やっぱり定着にはつながらないとは考えております。このため、一定以上の給与を支払うことを助成の要件にしたいと考えておりまして、具体的には、2年目の方からが継続雇用ですので、2年目、3年目、4年目の方を支援したい。それは、個人に直接支援をするということではなくて、林業従事者は、ほとんどが林業事業体に雇用されますので、林業経営者に対して支援をします。その条件としましては、給与の下限をどの程度にするのかといったことだろうと思いますが、今のところ、2年目の給与は140万円以上、それから3年目が155万円以上、4年目が170万円以上ということで考えております。

県内の林業の平均給与は、当課の調べなんです

すけれども、大体月額20万円でございます。ですから、その額には達してはいないんですけれども、最低限、こういった給与が支払われることを条件にしたいと考えております。

**○星原委員** 仮に140万円として、12で割れば月の数字が出てきて、今平均が20万ぐらいだという話ですよ。何歳を基準にしているかにもよるんでしょうけれど。

やっぱりそういう計算がぴしっと成り立って、そして若い人がそれなら意欲を持って、都会に行くよりも地元で山の仕事につきたいと思わせるぐらいのものが出てこない。これは、皆さんが林業経営者の人たちと色々な形で議論をして、色々な情報を収集した上で決めたんでしょうけれど。この5年間で現在の800人を1,000人にするという事は、単純に計算すれば年間40人ぐらいずつそういう人たちをふやす。計画としてはこれでいいんだと思うんですけれど、5年後に向けて、本当にこれで実現できるという判断をした上で、こういう事業に取り組んでいくと判断していいんですか。5年後には、1,000人は何とか確保できる見通しがあるということなのか。

だから、そういう林業経営者の人たちが、自分のところでは年間で今これぐらい仕事があって、これぐらいしか出せない、じゃあ、その補填分を出してくれるということになると、まだ雇い入れができるかもしれませんけれど、それでもその金額に満たない、事業経費が出なければ、なかなか厳しいのではないかなど。だから、人数もそうなんです、本当に1人でも多く残すためにはどうしたほうがいいのかということも検討すべきではないかなど説明を受けながら思ったんですが、その辺はどうなんですか。

**○橋木山村・木材振興課長** ひなたのチカラ林

業経営者の登録の際に、今現在何人雇用していて、それを5年後に何人ふやしますという計画を立ててもらっております。

その積み上げとして、現在44社で800名、5年後に1,000名を計画しております。その1,000名を雇用するためには、新たな仕事ができないといけないと思っております。森林経営管理制度のもとで、市町村からの斡旋等を受けて、林業経営を放棄した所有者を束ねたエリアで仕事を創出するというたてつけになっております。

先ほど140万円とか155万円と申しあげましたけれども、これはあくまでも最低限でして、多分この額では、なかなか募集しても集まらないと思っております。3年間で100万円ということで、最初の年度に1人当たり50万円を助成して、2年度目で30万円、3年度目で20万円、トータルで100万円と。少なくともその原資については、新しく雇用された従業員の給与として活用していただくことで考えております。

ですから、実現可能性につきましては、計画ですので、どうなるかわかりませんが、この経営管理制度が円滑に動いてくることによって仕事が創出され、林業経営者の経営も好転して従業員の方の給与に反映されると、そういったよい循環を期待しているところでございます。

**○星原委員** 140万円のときで月11万6,000円、160万円のときで月13万3,000円ぐらいなんです。自分の子供たちをそれぐらいの給料のところに勤めさせようと思うか思わないかということ。

一方では20万という話が出た。そうすると160万円の場合でも、月6万7,000円ぐらいの差額があって、それに2万円なり3万円なりの補填をしても、まだ4万ぐらいは差がある。後は、仕

事に魅力があるかどうか。お金ではなくて、この仕事で自分は一生やっていく、こういう仕事だったらやりたいと思う仕事だったら金額でもないかもしれない。

あるいは、将来的に給料がちゃんとふえていく見通しがある、そういう職種だったら、最初は我慢してでも、5年後、10年後に向けて、ちゃんと所得がふえるということで、そこに期待して働くかもしれない。そういった魅力とかをちゃんと提示していかないと、こういうものだけで、果たして本当の支援になるかどうか、私は疑問なんですよね。やっぱりその辺のところをしっかりと、人口減少の中で、宮崎県として少しでもその割合を減らしていくための事業だとしたら、確実に残ってくれるためには幾らなんだと。

あるいは、この林業経営の中で、しいたけでも山の材を売るでもそうですが、利益を出すためには付加価値をつけて価格を高くする、そういうものと組み合わせていかないと、経営が成り立たないところで給料を上げることは、私はなかなか厳しいと思う。だから、そういうところまで考えて取り組んでいかないと、こういう事業は、ただ補助金を幾ら出しますとか、何年間やってみますというだけではなくて、経営の中で利益が出るためには、じゃあどうしてやるかと一方では考えながら給料の補助をする、両方を考えていかないと、現実には厳しいと思うんですよね。

そういうところまで考えてこの制度をつくったのかなと思ったものですから、こういう質問をしているんですけど、その辺についてはどうなんですか。

**○橋木山村・木材振興課長** 新規就業者のうちの造林保育、下刈りとか植栽をする方のための

継続雇用支援という形で考えております。実際、県内の事業所で働いている方は、大体日額1万円程度で、二十日前後働いて20万円程度とっております。

これが、国の調査結果によりますと、全産業の平均給与は、大体400万円ぐらいと言われております。それを全国の林業に引き直しますと300万円程度と、それでも開きがあると思っております。

ただ全国の平均がそういうことであると、本県では伐採が進んでおりますけれども、伐採の作業をしながら、例えば造林保育もしていただく。今までは造林と保育だけでしたが、造林と保育もしながら伐採もさせたいといった事業所の声も届いております。ですから、そういった方にも使えるのかなと思っていまして、そういった面で140万円はあくまでも最低限の要件と考えております。

と言いますのも、農家や林家の方が森林組合等で働いておられて、どうしても月に半分程度しか働かずに、あとは農業とかをされるというような働き方の実態もございますので、そういったことで低目の要件にしているといったこともございます。今委員がおっしゃったような、給与がしっかり払われないと定着が難しいというのは、我々も十分承知しておりますので、なるべくそういった林業成長産業化を通じて、働く人が希望が持てるような給与水準になるように取り組んでまいりたいと思っております。

**○星原委員** せっかくの事業ですので、うまくいくようお願いしたいと思っておりますし、次のページの新規就業者の支援にしても、今後、本当に人口減少を少しでも緩やかにするためだとしたら、こうしたら確実に若い人が残ってくれる、あるいは山に興味を持った若い人とか、今度、

林業大学校もできたわけですが、ああいうところに通っている学生たちがこういう話を出して興味を持ってくれるのか、このぐらいでオーケーを出してくれるのか、その辺も今後検討しながら、またどこかである程度修正しながらでも、1人でも多く山に残る人たちを探してほしいと思いますので、また検討してください。

○野崎委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 森林環境譲与税は市町村にも行くわけですね。県も市町村の森林整備を支援するために、市町村にまた出すということで、ちょっと二重に出ているような感じもしたものですから。見てみると、県の市町村に対する支援は森林管理システム等の支援をするということだから、個別の市町村ができないことを県が面倒を見てあげるといような考え方なんですよ。

○濱砂森林経営課長 システムのことに関して申し上げますと、市町村が森林経営管理制度を運営していくことが必要ですので、データでありますとか、市町村職員の研修でありますとか、そういうバックアップといったところを県のほうで担っていくということで、事業を実施させていただくことにしております。

○太田委員 バックアップというようなイメージですね。結局、市町村も金をもらって独自にやるけれども、県は市町村のいろんな対応の支援をします。何か市町村が直接もらって、県からももらってというような感じもするものですから。そういう支援ということで、イメージ的にはわかりました。

それと、最後に10ページの備長炭の関係ですが、国産の備長炭は大変人気であるということですが、今後伸びしろが出てくるんだろうなと思って。この備長炭は、例えば、茶

道を作る人とか、どういうところに需要があるんですかね。

○橋木山村・木材振興課長 備長炭は、非常に火力も高くて人気があるんですけれど、例えば、炭火焼きとかそういう料理系でよく使われることもありますし、茶道とかに使われる場面もあるかと思います。値段的にも黒炭がキロ当たり200円程度なんですけれども、備長炭は、その倍はするということでございますので、そういったいいものを求める方、求める店、求める業種がございまして、そういった方向けにかなり需要があるんですけれども出せていないと。それは原料等もアラカシとかを使うのですが、その資源も減ってきております。そういった資源についても、我々としてもきちんと手だてを考えながら、新規参入を支援していきたいと思っております。

○横田委員 関連ですけど、備長炭の生産者30人のうち11人がIターンということですが、Iターンの人たちは当然、別の仕事から備長炭生産のほうに移ってこられたんだろうと思うんですが、この人たちは、備長炭生産の専門ということによろしいのでしょうか。

○橋木山村・木材振興課長 この11名の方は、専業で従事されております。もともと美郷町では、行政が中心となって、技術を伝承してもらえようような生産者の方もおられまして、呼び込みに積極的でした。現在、単身で来られている方はおりません、夫婦か家族持ちで来られていると聞いております。年代も30代、40代、60代で、全国幅広く、県内では宮崎市、遠くは北海道から来られておられまして、仕事としては、しいたけと違まして炭焼きは年間を通して可能ですので、専業でされていると伺っております。

○横田委員 研修生を最大5名受け入れるということなんですけれど、この研修が終わった後、自立されるときに、例えば窯をつくるとか、そういったときの補助とかそういうバックアップ体制は考えておられるんですか。

○橋木山村・木材振興課長 この事業につきましましては、研修期間中だけの支援となっております。いざ就業に踏み出すときの支援も必要かなと思っておりますので、その支援については、今後検討してまいりたいと思っております。

また、施設整備につきましましては、既存の事業で対応できますので、それを積極的に活用してもらって、新規参入につなげてまいりたいと思っています。

○横田委員 将来的にも取引の拡大が見込まれる状況ということですので、研修に来られた人がしっかりと定着していただけるように、さらなる支援を考えていただければと思います。

○佐藤委員 関連してですけれども、この特用林産物の炭で、現在の県内の窯の数とかは把握できているものなんですか。

○橋木山村・木材振興課長 県内の生産者は、先ほど資料にもございましたように50名ですので、少なくともその50名の方は、専用の窯を複数持っていらっしゃるというふうには考えております。

○佐藤委員 複数ということは、1人で幾つもの窯を持っている。どの地域にどのくらいの窯があるというところまで把握はされていますか。

○橋木山村・木材振興課長 市町村としては、美郷町が多くて30名、あと延岡、それから門川といった県北のアラカシが多い地域におられます。窯数については、生産者数50名に対して、窯数は85となっております。これは白炭のみでございます。

○佐藤委員 今のは、白炭のみということですね。今から取引の拡大が見込まれるということなんですけれども、白炭以外に、先ほど言った華道用の炭とか——これは小さな炭になるんですかね——そういうものが県内では幾種類、どのくらいの割合で生産されているのかは把握できていますか。

○橋木山村・木材振興課長 炭の大きさごとには把握できておりませんが、炭の種類としては、白炭の生産量につきましましては286トン、黒炭が28トン、それから竹炭が18トン、あと粉炭が458トンで、合計790トンの生産量となっております。

○佐藤委員 これは全てが取引の拡大が見込まれていますか。

○橋木山村・木材振興課長 特に白炭について可能性が高いと思っております。といいますが、黒炭については、先ほど言いましたように生産量自体が28トンということですからかなり少ないと。それに対して、白炭は286トン生産されております。ほとんどの方が白炭のほうに向かわれているといったことから、期待できると考えているところでございます。

○佐藤委員 この取引については、JAを通すとか、個人でインターネットで販売しているとか、その地域によっていろいろあるかと思うんですが、今の状況はどのような状況なんでしょうか。

○橋木山村・木材振興課長 炭の販売形態には、多様な形態があろうかと思えます。そういう卸問屋に直接販売される所、JAを通じて出荷される方、それからインターネット、さまざまだろうというふうに考えております。

○佐藤委員 今後、取引の拡大が見込まれる中で、美郷あたりが非常に多いと思うんですけれども、今まで県内でも、西臼杵でも炭生産者と

いうのはかなりいたと思うんですが、だんだん減少しています。私も森林組合長をしていて、炭の注文の多さというのは感じていたんですが、窯はあるけれども、それを引き継いで焼く人がいないという状況が多いわけです。その窯が何年たっているとか、何年たったらまた新しい窯をつくるのか、いろいろとあると思うんですが、その窯を守ってくれる人を紹介するとか。田んぼでも山でも畜産業の畜舎にしてもですけれども、やめる方が多いわけですよ。そういうやめる方が誰かいないだろうかと、自分が守ってきたものを引き続き守ってくれる人はいないだろうかという思いがあると思うんですが、そのあたりの今の状況はどうでしょう。

**○橘木山村・木材振興課長** 例えば、美郷町では協議会を設けて、そういう空いた窯の紹介といったことも協議会として迎え入れる際に、丁寧に対応されています。それは、地区にそういう協議会があって、生産者が入るわけではなくて行政機関とか関係者が入って、そういった調整もされている実態もございますので、それが他の地域にも波及していけばいいなどは考えております。

**○佐藤委員** 全ての第一次産業の中で、それが非常に大事だと思うんですね。そこが行われているということですが、それで確実に引き継ぎができたのかどうかはいかがですか。

**○橘木山村・木材振興課長** 過去に引き継がれたことはございます。それがあったからこそ、Iターン者11名の受け入れができたものと考えております。新規でつくるよりも、今ある窯を譲っていただいて有効活用したほうがいいということで、そういう窯の再利用ができないかという事例研究等についても、県の普及指導職員が間に立って調査するといったこともやってき

ましたので、今後もそういった取り組みを継続してまいりたいと思っております。

**○佐藤委員** 非常に大事だと思うんですね。今、山に行けば、窯の跡はかなりあります。使える窯、使えない窯、そういうのを把握できるのであればしっかり把握して、県内にはどれだけの窯があって、使える窯が幾つあると、これを引き継ぐ人はいないかと、そういう形でやり、そして、これだけ引き継がれましたよという数を把握して公表する、そういうのがあると、じゃあ私もやってみようとなるのではないかと。どんどん新しく窯をつくるのがいいのか、今まである窯を直しながら使っていくのがいいのかは、炭の専門の人たちによっていろいろあるでしょうし、先ほど言った白炭・黒炭、白炭の中でも花の横に添える観賞用とかもあるだろうし、そういうものの紹介、この窯はこういうものに向いていますよというのも大事だと思います。それはよろしくお願いします。

それと、大変な重労働だと思います。しかし、ある地域では盛んに行われている、ある地域では、もう衰退してしまったということは、どういう労働がされているのか。夜中、何時間もやらないといけない、体に無理が行くのか、そういうところが、まだまだ明らかではないし、今働き方改革と言われていますが、労働時間は一体何時間必要なのか、そして、それが売り上げ、利益に見合うような労働時間なのかというところがよくわからないんですけれども、その辺はおわかりでしょうか。

**○橘木山村・木材振興課長** 実際、就労されるとなると、委員がおっしゃったような、労働時間がどのくらいで、年間どの程度の売り上げがあるのかというところの労働生産性といいますか、労働強度とかそういったものが必要になる

と思います。ですので、この事業では弟子入りしていただく形で、高度な技術を持った生産者の方について学んでもらって、全てわかった上で研修から就業につなげてもらいたいという思いであります。

ですから、具体的な労働時間とか売り上げについて、私のほうでは今申し上げるところはございませんけれども、生産者の話とか、そういったこととともに、空いた窯とか原材料の確保などの心配もございまして。そういったものについては、十分説明をしながら、また募集に際してはしっかりと情報提供をして、わかっていた上で新規参入を考えていただくことが重要だと思っておりますので、その点については、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

**○佐藤委員** やはり持続できないと意味がありませんので、そのあたりが漠然としている、よくわからないままやってみなければわかりませんよということでは、不安が多いと思えますし、これだけ取引の拡大が見込まれるとありながら減ってきた理由というのがあると思うんですね。そのあたりが大事なのかなと思っております。

そして、それだけ取引の拡大が見込まれるのであれば、さらに、宣伝といいますか、地域でそういう原料を持っている地域が多くあるわけです。これもバイオマスと関連していくと思えます。原料をバイオマスで燃やしてしまっている部分も多いと思うんです。今後、50年間、100年間大丈夫なのか、20年でだめになるとか、そういう調査も必要だと思えますし、窯を宛てがわれて始めました、焼き出しました、気づいてみたら原料が30年後にはなくなりますよということでもいけない。原料の確保、どの地域にはシラカシがあります、この山はそういうのが持続できますというのも必要であろうと思えます

ので、よろしく申し上げます。

最後に1点。森林環境譲与税は、県と市町村に来る分がそれぞれありますが、市町村分の森林環境譲与税の使い道について、各市町村が、今現在でこういうふうに使いますというのは、はっきり決まっていないと思うんですけれども、現在の状況がわかれば教えてください。

**○川口環境森林課長** 市町村の取り組みなんですけれども、基本的に、市町村がどういった事業に取り組めるのかは、国からも示されておまして、市町村には通知されています。今、各市町村の使途を我々のほうで調査をしまして、その中では、使途が法律に明記されておりますので、それに合うような形で、各市町村が計画を立てているところであります。

**○佐藤委員** やはり一つの町だけでは、なかなか判断できない。常に県に確認をしたり、ほかの市町村と相談したりしていくと思うんです。そのあたりの使途については、ある程度の幅があると思っているんですけれども、有効に使うためには、やはり県の指導やそういう認識が。宮崎県は、杉生産日本一で林業県でありますけれども、全国的に見たときに、日本一の森林環境譲与税の使い方ができるのか、ほかの県をリードするぐらいの模範となるようなものが必要だと思っておりますよね。そのあたりを、やはり指導といいますか、そこが大事になってくると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○山下委員** 今、炭の話になったから、炭のことをちょっとお聞きしたいんですけれど。県内に五十何戸かの方がいらっしゃるということなんですけれども、その1事業体で年間の売上高がどれくらいあるかは把握できていませんか。一番多いところで幾らなのかということになるんでしょうけれども。



○橋木山村・木材振興課長 先ほどの説明の中にもございましたけれども、本県の特用林産物の産出額が55億円でございます。これは、しいたけと炭だと思えるんですけども、白炭の生産量が286トンですので、単純に286トンが仮に400円で売れたとしますと1億1,400万円程度になります。ですから、1億1,400万を50人で割ったときに、228万円程度の粗収入というふうに計算はできるところでございます。

○山下委員 なぜそんなことを聞くかというと、実は、私たちなんか山を買い求めに行きますと、杉、ヒノキの山は素材生産業者がいくらかでも買うんですけども、今言う広葉樹林、元炭を焼いていた山というのは、美郷は炭を焼いているから使っているんでしょうけれども、他の市町村は現在全く手つかずなんです。だから、買う人がいないんです。極端な話、40年生ぐらの山で10アール1万円なんです。ですから、1ヘクタール10万円から高いところで20万円です。それと、佐藤委員から話がありましたけれども、それをバイオマスに使うかということ、単価が高くなるものですからやっぱり効率が悪くてバイオマスにはなかなか使いづらい。

そういうような状況で、今言われるように、炭で価値が上げられるなら、そういうことをもって助成をしてでもやっていただけると、その山が私は生きるのではないかなと思うんですね。

本当に資源がそのまま寝ています。パルプを切る人も、やっぱり杉、ヒノキを切ったほうが売り上げが上がるので、なかなか広葉樹林は切らない、買わないというのが現状なので、そこあたりを何とか。やっぱり宝の山ですから、何らかの方法を使って、そこを生かすような形にしないと。

いろいろ話を聞きますと、三、四十年で切っ

たほうが芽立ちがいいので次の木が太ると。これが50年、60年になると、芽立ちも悪いという話も聞くものですから、ぜひそういう山を有効活用するようないろんな方策を出していただけるとありがたいなと思います。

○橋木山村・木材振興課長 備長炭の原木としては、先ほどから申し上げてはいますが、アラカシでございます。ボトルネックは、やはりアラカシの不足で、それで生産量が年々減少してきたと思っております。

ただ、美郷町では奥地化しておりますので、何とか確保できているようなんですけれども、今まで耳川を挟んで北側の森林のアラカシを使っていたと、じゃあ耳川の南側に目を向けたらアラカシがあるのではないかとということで調査をしたところでございます。これは、関係者で組織する宮崎県備長炭振興対策協議会で行ったんですけども、具体的には、川南町有林のアラカシを使って備長炭生産を行ったところ、品質面でも全く問題がないといった結果が得られたところでございます。そういったところもデータとして示しながら、広域的に原木が確保できるように取り組んでまいりたいと思います。

また、杉やヒノキは短伐期で切ったほうが良いという話もございまして、短伐期で切りますと、その後は、場所がよければ再生林をしていただいて林業の収入につなげていただきたいという思いもあるんですが、バイオマス発電所がかなりできておまして、今まで林地に捨てられていた残滓等が活用されるような状況になっております。広葉樹についても、アラカシを切つて、その残りの広葉樹があれば、バイオマス発電所に地域で運んでいただくような支援事業も創設しておりますので、そちらのほうを案内しながら、トータルで伐採収入が地域に回るよう

に努めてまいりたいと思っております。

○佐藤委員 関連で、杉は30年、40年で切りますが、アラカシは天然更新されていると認識しているんですけれども。大きな炭をつくる人もいれば、小さな炭をつくる人もいるんですが、大体、平均何年ぐらいで切られているのか、どうでしょうか。

○橋木山村・木材振興課長 アラカシについては、戦後、薪炭林として切られたものが、天然更新によって今育って、一部使われています。

具体的には、地域森林計画という計画があるんですけれども、広葉樹の伐採については、以前は、利用伐期を、例えば25年とかいうふうに規定をしておりました。その規定については、やはり賛否両論があって、今はなくしているところなんですけれども、最低25年程度あれば使えるようになるのかなとは考えております。ただ、具体的にどの径級、大きさがいいのかというのは、生産者の方のお考えとかも関係してくるのかなとは思っています。

○佐藤委員 というのも、かなりの量を同じところで切り、そしてそのまま天然更新をするという流れで、昔は山を移動しながら炭を焼いていたわけでしょうけれども、そういうのが何年で切られているのか、何年必要なのかを、先ほど山下委員が言われたけれど、そういう雑木林を持っている人たちも、これは炭にちょうどいい木なんだという意識が、もうほとんどないと思うんですよね。ですから、炭には、大体何年ぐらいの木がいいですよ。確かに雑木林はあります。そして、先ほど言われたように、川南町あたりのアラカシでもよかったということですが、県内にも各所にあると思うんです。そういうのをしっかり見つけるといいますか、こういうところにはちょうど適期の山がありますよ

と。アラカシの山、それに準ずる雑木林がありますよという把握がなかなかできていない。できていたとしても、それが周知されていない。それを生産者、山主が認識していないと思いますので、やはりその山が宝の山になるとすれば、それを教えてあげないといけない。そういうことが大事かなと思いますので、その把握、周知ができればありがたいと思います。

○太田委員 国がつくった法律の附帯決議の中に、広葉樹林とかも育成するというような努力目標があったように聞いたんですけれど、何か今の話を聞いていると、こういった譲与税をうまく生かして、広葉樹とかを育成していくというのは大事ではないかなと思ったり。有害鳥獣が田畑まで出てくるのは、本当は山にいてもらわれないといけないのに、杉山ばかりだから出てくるということもあるので、何か広葉樹林も混ぜてやれるような山の計画をうまく、そして、それでもうかるんだったら、ますますいいなとふと思ったところでした。そういう可能性があるならよろしくお願いします。

○佐藤委員 杉は必ず植え直さないとならないとか、木にならないわけですね。ところが雑木は、天然更新するわけです。切った後、またひとりで生えてくる。これが非常にありがたいとか、手がかからない。ですから、そういう山がお金になるのであれば非常にありがたい。ただ、価格に差がありますので、安いということはあるかもしれませんが、その辺が大事とか、そういうことを広めていけば。切ったら、また何年か後でお金になるということまで、余り今の人たちは知らない、山主が知らないことが問題なのかなと思うので、周知をする必要があるかなと。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○川口環境森林課長 常任委員会資料の15ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書についてであります。

これは、平成30年度に議会において承認いただきました事業につきまして、繰越額が確定しましたので御報告をさせていただくものでございます。主管課ごと、事業ごとに記載しておりますが、一番下の合計の欄にありますとおり、環境森林部全体で20事業、繰越額は75億6,141万1,000円であります。

繰越理由につきましては、表の右側に事業ごとに主なものを記載しておりますが、工法の検討に日時を要したものや国の補正予算の関係により工期が不足したことによるものなどあります。

次に16ページをごらんください。

2の事故繰越し繰越計算書についてであります。環境森林部全体で3事業、繰越額は1億850万5,623円あります。自然環境課の山地治山事業につきましては、入札の不調等により契約締結に日時を要したことによるものであります。

また、自然公園等整備事業につきましては、硫黄山の規制区域内に事業箇所があり、施工できなかつたものであります。

森林経営課の地方創生道整備推進交付金事業につきましては、切土施工中の崩壊により、工事の進捗に大幅なおくれが生じたことによるものであります。

説明は、以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○川口環境森林課長 委員会資料の17ページをお開きください。

宮崎県気候変動適応センターの設置について御説明いたします。

まず、(1)の設置の背景であります。近年、気温の上昇や大雨の頻度の増大、農作物の品質低下など、気候変動の影響が全国各地であらわれており、今後、さらに深刻化するおそれがあります。

このような中、温室効果ガスの排出削減対策、いわゆる緩和策と、車の両輪である被害の回避・軽減対策、いわゆる適応策を関係者が一丸となって強力に推進するため、平成30年12月1日に、気候変動適応法が施行されました。

この気候変動適応法では、(2)にありますように、地方自治体は気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析等を行う拠点として、地域気候変動適応センターの体制を確保するよう努めることとされております。

そこで、本県におきましては、(3)の図にありますように、環境森林課が中心となり、各分野の適応策を実施している関係機関との合議体により、宮崎県気候変動適応センターを立ち上げることにいたしました。

センターは、(4)にありますように、国立環境研究所等と連携しながら、県内の気候変動の影響や適応に関する情報の収集・整理・分析や、事業者、県民等への情報提供を行うこととしており、6月27日に設置する予定であります。

なお、右側の18ページの気候変動適応法の概要の右下の3、地域での適応の強化の1つ目に、地域気候変動適応計画策定の努力義務とありますが、本県では、現行の宮崎県環境計画に適応

策の推進を明記しており、当計画を地域気候変動適応計画に位置づけているところでもあります。

説明は、以上でございます。

○**富山環境管理課長** 資料の19ページをお開きください。

平成30年度「大気、水質等の測定結果」について御説明いたします。

(1) 目的ですが、県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、県内の大気、水質の汚染状況を監視するもので、(2) 測定結果は、総括して一部の測定項目で環境基準を超えた地点がありました。おおむね良好な状況でした。

まず、(3) の大気の測定結果ですが、初めに右の20ページの図1をごらんください。県内の大気の状態を21カ所の測定局で常時監視しており、下の図2のとおり、ホームページ「みやざきの空」で結果を公開しております。

左の19ページにお戻りください。

表1の測定結果ですが、3行目の光化学オキシダントは、全ての測定局で環境基準を未達成でしたが、その他の項目は、一部の測定局で未達成もありましたが、ほとんどが環境基準を達成していました。

右の20ページをごらんください。

イ、有害大気汚染物質のモニタリング調査では、全ての測定地点で環境基準を達成しました。

ウの今後の取組ですが、良好な大気の状態を維持するため、常時監視や発生源等の監視指導を継続し、迅速な情報提供を行ってまいります。

21ページをお開きください。

(4) 水質の測定結果でございます。アの公共用水域の表2をごらんください。生活環境項目では、BOD値が1水域、都城市の花の木川で環境基準を未達成でしたが、その他の水域では達成しました。

下の図3では、年度ごとに河川と海域におけるBOD等の環境基準の達成状況を県内と全国とで比較したもので、県内では赤い三角印の河川、青い四角印の海域が、いずれも平成11年以降、100%に近い良好な状態を維持し、全国と比較しても高い達成率となっております。

次に、表2の測定項目の健康項目ですが、ヒ素が2地点で環境基準を未達成でしたが、その他の項目は、いずれも環境基準を達成いたしました。

22ページの図4をごらんください。

ヒ素が基準を未達成であった土呂久川を含む岩戸川水系の過去5年間の測定結果です。中央を流れる土呂久川上流の丸印が、基準を超過した東岸寺用水取水点と岩川用水取水点の位置となります。

下の図5では、青と赤の線が、これら2地点のヒ素濃度の経年変化を示しますが、昭和47年に測定を開始しておりますけれども、当初に比べ、近年は環境基準を超えているものの、数値は減少傾向にあります。

基準超過の主な原因ですが、上流部にあります土呂久山からヒ素を含んだ水が河川に流れ込んでいるため、現在、対策工事がなされております。

23ページには、公共用水域の測定地点を地図上で示し、基準未達成地点を黒丸で示しております。

右の24ページをごらんください。

イ、地下水ですが、中ほどの表3のとおり、概況調査では全ての地点で環境基準を達成しました。また、その下の継続監視調査は、過去に基準を超過した地点での継続した調査ですが、52地点中17地点の井戸でヒ素等が環境基準を未達成でしたが、いずれもこれまでに比べ、大きな

変動は見られませんでした。

次の25ページには、調査地点の131カ所を調査の種類により色分けして示しております。

今後は、公共用水域や地下水の常時監視はもとより、発生源に対する監視指導や生活排水対策を継続して実施してまいります。

26ページをごらんください。

(5) ダイオキシン類の測定結果ですが、アの常時監視とイ、ウの発生源検査を行っております。

下の表4ですが、常時監視では、大気、水質など全ての測定地点で環境基準を達成しました。

次に、発生源検査のうち自主検査では、全ての施設が排出基準以下で、県が実施する発生源立入検査で3施設の排出ガスが基準を超過しましたが、指導の結果、改善されたことを確認しました。

なお、27ページに調査対象ごとの測定地点を示しております。

今後も、良好な環境を維持するため、常時監視発生源等に対する監視や維持管理の指導等を継続してまいります。

この項の説明は、以上でございます。

次に、資料29ページをお開きください。

光化学オキシダント注意報の発令について御説明いたします。

先月、5月23日から25日にかけて、県内で光化学オキシダント注意報を発令しました。その状況は、(3)発令の状況ア、イ、ウに示しているとおりですが、延べ7地域に発令しております。県内での注意報発令は、国が統計をとり始めた昭和45年以降、初めてのものですが、国内では毎年どこかの県で発令されている状況でございます。

(1) ですが、光化学オキシダントは、大気

中の窒素酸化物などに太陽の紫外線が作用し、化学反応により生成される酸化性物質の総称でございます。主成分はオゾンでございます。

(2) 注意報発令の基準は、濃度が0.12ppm以上となり、気象条件から判断し、継続すると認められるときに注意報を発令することになっております。

なお、濃度が0.4ppm以上となったときには、警報を発令いたします。

右の30ページをごらんください。

図1の赤い丸印が県内14カ所の光化学オキシダントの測定局を示し、地域ごとに発令を行うこととしております。

下の図2は、今回発令した3日間の光化学オキシダントの濃度推移を示したもので、発令基準に達した状況がわかると思います。

なお、これらの情報は、ホームページ「みぎの空」で公開しております。

29ページにお戻りいただきまして、下の(4)高濃度となった要因ですが、詳細は不明ではございますが、発令された日は県内全域で日差しが強く、気温が高かったなど、光化学オキシダントが発生しやすい状況にあったものと推察されます。

また、(5)にありますとおり、本県で注意報を発令した期間は、九州全域で高濃度となり、同様に幾つかの県で注意報が発令されておりました。

この項の説明は以上でございます。

31ページをごらんください。

令和元年度の海水浴場水質調査結果について御説明いたします。

(1)の目的ですが、海開きの前に海水浴場の水質の現状を把握し、県民等の利用に資することとし、(2)のとおり県と宮崎市が実施して

おります。

調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無などについて調査しております。

(6) 調査結果は、右の32ページをごらんください。

県内14の海水浴場の位置と調査結果である水質判定を記載しております。右側、上から4番目の4、伊勢ヶ浜海水浴場が水質がA、残る13カ所は、全て水質AAという良好な結果でした。

この項の説明は以上でございます。

次に、33ページをお開きください。

川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等について御説明いたします。

(1)の水質の状況についてと(2)の水環境対策研究・検討の進捗状況についての2つの説明となります。

まず、水質の状況ですが、県では、河川白濁以降、週1回のペースで水質検査を行っております。最新の結果は6月5日となりますが、結果は右の34ページの図で御説明いたします。

図では、採水地点ごとに水素イオン濃度pHとヒ素の最近の結果を記載しております。

ページ右下のえびの高原で、水質改善実証試験を5月14日から開始したことに伴いまして、その処理前のもともとの水質を把握するため、試験場所の上流部も追加して調査を行いました。

この測定値と中和処理後の位置にある左側の①えびの橋を比べると改善が確認され、また①えびの橋や図中ほどの②大原橋の試験開始前の5月8日の値と開始後のそれぞれの値を比較しても値はよくなっております。

次に、2つ目の水環境対策研究・検討の進捗状況について御説明いたします。

35ページの上のほうをごらんください。

ステップ1の宮崎大学による試験に始まり、

現在ステップ3として、河川の全水量による試験を開始したところでございます。

下のほうに、試験場所の全景を示しますが、左下に位置する硫黄山から流れてくる河川水を取水堰から写真右側の仮設の中和水路まで引き込み、中和処理後、沈殿池を経由して河川に戻すもので、10月を目途に具体的な対策案を取りまとめる予定としております。

この試験開始に合わせて、写真左下の薄い赤色で示した「常時測定①採水地点」など3地点でpHとヒ素の検査を行い、中和処理の効果を確認いたしました。

右の36ページの上のグラフにおいて、青い線がpHの変化を示し、中和水路入口より沈殿池出口の値が高くなり、中和することによってpHが改善され、また、赤い線のヒ素についても濃度が減少し、中和により改善することが確認されました。

しかしながら、この仮設水路は最大で毎秒160リットルの河川水量を中和する設計であるのに対し、試験Bの河川水路が毎秒10リットル程度とかなり少なかったことから、今後は水量がふえた際や濁りが強い場合などの効果を検証していく必要がございます。

次に、同じページの下にある沈殿物対策ですが、現在、下の写真のように河川に設置した沈渣池の沈殿物を、えびの市がしゅんせつ、仮置きをしており、今後、宮崎大学の研究成果を踏まえ、地元えびの市を初め、関係機関でその処理について協議し、具体的な対策案を検討していくこととしております。

私からの説明は、以上でございます。

**○橋木山村・木材振興課長** 次の37ページをお開きください。

下刈等森林作業省力化実証事業についてで

ございます。

ここに記載はしておりませんが、県では、出先単位に設置しております山会議の地区協議会からの政策提案や森林組合との意見交換会の要望などを踏まえまして、昨年度、実証事業に取り組みましたので、その結果等について御報告いたします。

まず(1)の目的でございますけれども、下刈りは特に機械化が進んでおりませんので、無人航空機と衛星GPS、林地除草剤を組み合わせ、下刈りの省力化に向けた技術開発の実証を図るものであります。

(2)の実証事業の内容ですが、右のページとあわせてごらんください。

実証試験地は、中ほどの写真にありますように、杉1年生の植栽地に0.36ヘクタールの試験エリアを設定いたしました。

また、使用機械と薬剤でございますけれども、写真のような自動航行型の小型無人ヘリコプターや林業用除草剤として昭和57年に農薬登録されておりますザイトロンフレノック微粒剤を使用いたしました。

その試験内容と評価・検証につきましては、右ページ上段の事業の体制と流れのとおりでございます。林業や農薬の専門家などの学識経験者や、無人ヘリ及び農薬のメーカー社員等で構成される技術開発委員会を昨年10月に設置いたしまして、11月にリモコン操作による無人ヘリの飛行により、自動航行に必要な地形データの計測と林地除草剤の散布を行うとともに、散布直後と降雨時には、試験地の直下にある溪流で水質調査を実施いたしました。

また、本年3月には、11月の飛行で取得した地形データや衛星から受信したGPSデータにより、無人ヘリの自動航行試験と農薬成分を除

いた模擬材による落下分散試験を行い、試験結果の取りまとめを行っております。

(3)の実証の結果等でございますけれども、アの環境評価では、右ページ下段の水質調査結果でございますように、農薬取締法等で規定される基準値等を上回る農薬成分は検出されませんでした。

イの自動航行評価では、模擬材が詰まる現象の発生やGPSデータを受診できない場所があり、予定していたコースを逸脱する現象が散見されたところでございます。

また、ウのコスト分析では、無人航空機のリース料や搬入経費が全体のコストを押し上げていることが判明いたしました。

以上の結果から、使用量、使用方法を守って散布することはもとより、機械メーカーによる装置の改良や準天頂衛星の利用による安定飛行技術の確立、さらなるコスト削減などの課題が整理されたところであります。

(4)の今後の取り組みですが、実証事業で予定していた除草剤の散布は終了しておりますので、当面散布することはありませんが、昨年度検証できなかった1年後の雑草抑制効果について、昨年散布した試験地における調査を実施するとともに、同様の取り組みを行っております他県の情報収集も行うこととしております。

説明は、以上でございます。

**○野崎委員長** 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

**○横田委員** 今説明がありました下刈り等の省力化実証事業について、実証試験の散布エリアが0.36ヘクタールと余り広い土地ではないと思うんですけど、ここに36キロ散布したとありますが、この36キロは何か計算式みたいなもの

があるんですか。

○橋木山村・木材振興課長 メーカーの推奨する使用量というのが定められておまして、おおむねヘクタール当たり80キロから100キロでしたので、100キロを採用して試験に取り組んだところでございます。

○横田委員 右のヘリコプターの写真を見ると、かなり上空を飛んでいて、薬もかなり風に流されているように見えるんです。模擬材の落下分散試験をされているということですが、36キロのうちのどれぐらいがこの0.36ヘクタールの中に落ちているものなんでしょうか。

○橋木山村・木材振興課長 36キロまいたわけなんですけれども、この試験地の赤で囲まれた部分については、11月に除草剤を散布したエリアでございまして、記載はございませんけれども、その横で模擬材を散布したところでございます。

そちらの部分につきましては、エリアを設定をして同じようにまいたのですが、10メートルの高さですとか、20メートルの高さではどうかとか、そういった試験をしながらの飛行になりました。おおむね、想定されたエリアにはまけたのですが、一部はやはり風に流されたりしております。まく際は、ヘリコプターがホバリングをしながらまくこととなりますので、やはり均一に散布することが難しいと。地形とか、そのときの風速、風の向き、そのあたりをしっかりと把握できた上でまくことが、自動でまくためには必要だということが明らかになったところでございます。

○横田委員 薬の影響は、結局、風に流されて目的のエリア以外のところに飛んでいった部分も考慮しながら検証しないと、本当の結果が出ないのではないかなと思うんですけれども、その

あたりはいかがですか。

○橋木山村・木材振興課長 模擬材の散布は3月に行ったのですが、この赤で囲まれた部分については11月に行いまして、それについては、やはり自動航行の技術がまだ確立されていないということがございましたので、人がリモコン操作で気をつけながらまいたということで、農薬の散布については、その場所に一定の量が落ちたと考えております。

また、地面に落ちたかどうかにつきましては、この農薬自体が、葉とか茎への吸着を目的としておりますので、一面覆われていれば、地面のほうにこぼれ落ちるものは少ないというふうを考えてはいるところでございます。

○山下委員 実証結果で、環境評価については問題ないという結果が出ているので安心したところなんですけれども、今もう既に、この除草剤を使うことには、いろんな団体がいて、いろんな反対の動きも出てきているんですけれども、私たち担当の委員会として、自信を持って大丈夫だよということを言っているのか、そこあたりはいかがでしょうか。

○橋木山村・木材振興課長 今回の実証事業では、無人航空機と林地除草剤を組み合わせた技術の開発を目的としております。その一つの大きな柱が除草剤の安全性だろうと思います。

昭和57年に農薬登録されまして、これまで多い年で全国では4,000ヘクタール程度、最近の使用量が減ってきて、28年度は70ヘクタール程度でまかれています。その間、大学などのいわゆる関係機関等で、河川への影響評価を行っておりますが、そういった報告を読んでも、悪影響があったといったようなことはございませんでした。私どもは、その論文を信じるわけではなく、独自に散布試験を行って実証をしたいと考



えております。その結果については、水質調査結果として資料で示しておりますように、散布直後、それから降雨後についても基準値を上回るようなことはなく、一定の安全性は確保できたのかなというふうに思っております。

ただ、自動的にまく技術が、まだ確立されていないと。その解決策として、技術評価委員会では、今の衛星データではなくて、今、4機体制で日本上空を回っております準天頂衛星「みちびき」を使って、農業の分野ではトラクターを自動で航行させる技術などが進められております。そういったものを活用して技術が確立されること、それと散布する際、詰まる現象が発生しましたので、そういう散布する装置の改良等を、今メーカー等に要望しているところでございます。

ですから、そういった技術的な課題が解決されて、初めてまくことができる状況になるのかなというふうに思っております。事業は終了しましたので、散布自体は当面行うことは考えていないんですけれども、我々としても、まだこの独自の調査が1カ所しかない。できれば積み上げたいのですが、じゃあ実証を再度やるのかという検討をする場合は、やはり賛否両論があることは承知しておりますので、関係者を初め、県民の皆様のさまざまな声に十分配慮して、慎重に判断してまいりたいと思っております。

**○山下委員** 先ほども議論がありましたように、この山のいろいろな手入れをするのに、人手不足で非常に困っているわけです。ですから、こういうものが確立されると、すごく山のためにはいいと思うんです。ですから、部長、どうか予算をどんどんこんなものにつけて、宮崎県で試験をやっていただいて確立をしていただくと。私は、これは非常に宮崎県の山のためにはいい

ことだと思いますので、技術の確立をきっちりやっていただく。技術的なものは今から絶対よくなりますよ。絶対によくなって進んでいくわけですから。一番言われるところは環境面だと思うので、そこの立証さえできれば、私は全国でこういうことを取り入れて、取り組んでいくのではないかなと思いますので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思っております。

**○佐野環境森林部長** 状況としましては、山村・木材振興課長が説明したとおりなんですけれども、実証試験で予定していた除草剤の散布は終了したということで、当面は散布する予定はありません。

ただ、説明にありましたように、無人ヘリの自動航行については、まだ新たな技術が必要な状況であります。例えば、地形や風向き、そういった条件も踏まえて、きちんと動けるということが、やっぱり実証されないと、技術が開発されないと、なかなかまくことができないのかもしれないので、そういったところがポイントになるのかなと。

水質調査では、基準値を上回るような農薬成分は検出されなかったということで、一定の安全性は確保できたものの、まき方によっては、状況が違ってくる可能性も十分考えられます。やはり無人飛行機と林地除草剤を組み合わせた技術については課題が多いということが今回の実証試験でわかりました。特に飛行の部分での技術開発が、今後この事業を進める、研究を進める上での大きな課題で、その解決が前提になるのかなというふうには考えております。

先ほど賛否両論あるということで、やはり林業の、特に下刈り等における人手不足というのはやはり解決すべき課題であるということは十分理解しておりますし、そういったところにつ

いての要望もあったので、こういった事業を始めたという経緯もございます。

そういった中でも、やはり自然環境に対する配慮というのを求めると、風評的なこともあるでしょうし、イメージダウンなどにもつながる部分もありますので、そこはやはり県民の皆さんのいろいろな声にきちっと耳を傾けながら対応していく必要がある。そういった意味で、そういったことを実施する場合には慎重に判断してまいりたいと考えているところです。

ただ、こういった下刈り等が大変だということで、やはりクリーン作業の省力化、林業の軽労化というのは担い手を確保する上で重要ですので、これはそういった形で慎重に判断しながらやっていくということで考えてはおりますけれども、この除草剤だけが軽労化の方法というわけではございませんので、例えば、下刈りを省力化する方法として、刈り方や冬の下刈りとか、あるいは機械化というようなこともあろうかと思えます。あくまでも除草剤は、その一つの方法であろうとは考えています。

現在、国のほうでもスマート林業という形で、この前、国に陳情要望に行ったときに、農林水産大臣や林野庁の次長さんから、そういった研究もしているという話がありましたので、そういった状況も踏まえながら、今後、この取り扱いを考えていきたいと考えております。

**○山下委員** もともとこういう無人ヘリを使った薬剤散布は、水稲が一番早く取り組んだんですね。水稲も最初始めたときは、オペレーターがうまくなくて、隣のお茶畑にかかったとかいろんな苦情がありましたけれども、現在、非常に確立されて、水稲の薬剤散布は無人ヘリを使うのが、もう常識になっていますので、恐らく技術は上がっていくと思えます。水稲と違って、

山は本当に困難なんですよ。ですから、こういうものでやれると、非常に管理がよくなると思いますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

**○横田委員** 私ももともと農家で、除草剤が開発されて、農家の作業がどれだけ楽になったか、実感でわかっているんですけど、当然、山の下刈りもすごい重い労働で、これを除草剤で解決できるんだったら、すごく楽になっていいとは思うんです。でも今回は0.36ヘクタール、ほんのわずかな面積なんですけれども、宮崎県全体の山に農薬で除草剤をまくということになると、やっぱりイメージ的なものがありますよね。先ほど部長が風評被害の話をされましたけれど、ほかの農水産物に対する影響も出てくる可能性もありますので、そういった、山だけではなくて、ほかの県全体の農水産物のことも考えて判断をすることが大事じゃないかなと私は思っているところです。

**○佐藤委員** 下刈りは、林業の中で一番大変な仕事なんですよ。この下刈りがなければ林業従事者はふえると思うんです。森林組合も、素材生産だけであれば作業者はふえたんですが、この下刈りを夏場にしてもらったらすぐやめる、1日でやめる、昼でやめると、そのぐらい大変なんです。しかし、その仕事をしないと山が育たない、杉苗が大きくならない、雑草に負けてしまう。それを農薬で補うことができれば、これは非常にいいと。この事業は、ヘリコプターで自動でまく事業でありますので、それとは別の話になりますが、農薬で済むのであれば、それが非常にいいと思います。

先ほど山下委員からもありましたけれど、水稲は除草剤をまいているわけです。全員ではないけれど、ほとんどまいている。それで問題が

ない。私も米をつくっていますが、今田んぼの中に一つ落とせば、それで全部広がって、除草の効果があるということなんです。これは、田の中に入ってコロコロやって除草をしていたころに比べれば非常にありがたい。田んぼを守るために草を殺さざるを得ないからやっているわけです。山を守るために雑草を殺さないといけないから下刈りをしているわけですが、農薬で済むのであれば、これは非常にありがたい。山を守るためにですね。先ほど横田委員が言われましたけれども、これを県内全域でまいて、環境問題が起きるか起きないかというのはわかるわけですか。多分、決められた広さにまくのであれば、問題はないだろうと私は考えるんですよ。

それから、このザイトロンフレノック微粒剤は、昭和57年の農薬です。もっと新しいのは出ていないのか。

それから、この実証試験ですけれども、今ドローンが出ています。田んぼに農薬をふっているのもこのヤマハのでふっていますけれども。ドローンのほうが、もっと進んでいるのではないのかと。

それから、まき方も、わざわざヘリとかドローンとかそういうものを使わずに、鎌を持って入るんじゃなくて、人間でまくこともできるわけですね。刈るより、まくほうが疲れません。それではいけないのか、そのあたりのところですよ。研究されているのであれば、もう少し情報というか。刈払いを持って足を切ったりする危険性のある作業よりも、ちょっと高いところからぱっとまいて、そのあたりの除草ができるのであれば、そのほうが楽であります。山を守るためにせざるを得ない仕事をしているわけですので、そのあたりはいかがでしょうか。

○野崎委員長 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午前11時57分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、引き続き委員会を続けます。

○橋木山村・木材振興課長 今委員から御指摘のあった点なんですけれども、県内全部でまいて、その影響がわかるのかということなんです。確かに今回の試験は小規模な面積で、いわゆる技術的にどうかということを実証するためでございます。大規模な面積、エリアを設定して、実証に踏み出さないと、その影響はわからないと。技術開発委員会の中での議論では、やはり直下に溪流がある場合は、危険性を考えて、ある一定の緩衝帯を設けたほうがいいとか、あと水源林や市街地など影響のあるところは場所を選んで行うべきだとか、そういったような意見もいただいております。

ですから、そういった意見も踏まえて、そういう大規模な面積で影響があるのかないのか実証に踏み出す際にも、先ほど部長が申したとおり、さまざまな意見がありますので、慎重に判断してまいりたいと思っております。

それから、2点目の、ザイトロンフレノック以外にないのかというお話なんですけれども、ございます。ザイトロンフレノックではなくてフレノックがつかないザイトロンという商品がございまして、それについては、用量がヘクタール当たり100キロではなくて、50キロになっておりますので、まく手間も改善されてはいるのですが、まだ農薬登録がされて新しいというふうに聞いております。県内の気候に合うのか、どういったものなのかは、もしまくのであれば、実証に踏み出さないとわからないと思っていま

すが、農薬登録をされています。これは農薬取締法でしっかり人体や環境への影響がないといったことを国のほうで確認されて、登録されたわけでございますので、県独自にそういったこともやりたいと思っております。

それと、あと、まき方についてでございます。ドローンがあるのに、なぜかということなんです、ドローンの積載重量はヘリに比べてかなり小さく、3分の1程度しかございません。具体的には、大型のドローンでも10キロ程度であるのに対し、ヘリは35キロ程度まで積めると。より効率的に大容量をまくことができるということですので、そういった液状のものについては、農地等でも試験的な実証が進んでいるところなんですけれども、そういったものも踏まえて、ヘリを選択したと。

あと、人の手でまいてはどうかという話なのですが、それについても、他県で実は実績がございます、そちらを見ますと動力噴霧器を使ってまかれております。これはザイトロンフレノック微粒剤でございます。それについては、実証もされておまして、下刈りの作業時間が5分の1に減ったといった報告がなされているところでございますので、その部分も踏まえて、何回も言いますけれども、実証に新たに踏み出すのか、慎重に判断していく必要があると考えております。

○野崎委員長 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後0時1分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもちまして、環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時8分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○坊菌農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いたします。

最初に、お礼を申し上げたいと思います。野崎委員長におかれましては、6月6日の宮崎県SAP会議連合代表者会議に出席いただき、SAP会に対しまして激励の言葉をいただきました。本当にありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

常任委員会資料の目次をごらんください。

本日、農政水産部からは、6月定例県議会提出議案が1件、同じく提出報告が3件、その他報告事項が5件ございます。

まず、資料の1ページをごらんください。

令和元年度農政水産部6月補正予算(案)編成に係る基本的な考え方についてでございます。

本県の農水産業は、T P P等に代表される国際競争の激化や高齢化等による担い手の減少、労働力不足といったさまざまな課題に直面しており、特に中山間地域では顕著な状況となっております。

このような中、令和元年度は、骨太の骨格予算として編成した当初予算における取り組みに加えまして、今回、人口減少によって生じる課

題を克服し、地域経済を牽引する産業として本県農水産業を持続的に発展させるため、宮崎県人口減少対策基金を活用し、①の「人を呼び込む」移住・U I Jターン、定住の促進としまして、市町村と連携し、国の事業の対象にならない親元就農者等への支援、②の外国人材の受け入れに向けた環境づくりとしまして、外国人材を受け入れるための仕組みづくりや環境整備、③の「産業の魅力を高める」雇用環境づくりといたしまして、他産業からの参入による魅力ある雇用創出やスマート農業による働き方改革の産地実証、中山間地域への就農・定着の一体的支援といった取り組みを重点的に進めながら、本県農水産業の成長産業化を一層加速してまいりたいと考えております。

なお、先ほど骨太の骨格予算と申し上げた当初予算におきましては、先月の常任委員会でも御説明しましたとおり、本県農水産業の成長産業化を目指して引き続き長期計画の着実な推進を図るため、資料下段にあります3つの重点プロジェクトを強力に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、資料3ページをごらんください。

まず、令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の6月補正につきましては、下の課別集計表、6月補正額の列、一般会計の合計の欄にありますように、5億3,277万3,000円の増額をお願いしております。

この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の額は、補正後の額の列の一番下にありますとおり、420億182万5,000円となります。

次に、21ページをごらんください。

議会提出報告についてでございます。

まず、損害賠償額を定めたことについてでござ

いますが、これは、県有車両による交通事故に関する報告でございます。

22ページをごらんください。

平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書及び平成30年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてでございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと思っております。

ここからが、その他報告になりますけれども、今回、農畜水産物の輸出拡大に向けた取組方針の概要についてなど5項目について御報告をさせていただきます。

これらの詳細につきましては、担当課・室長から説明させていただきますので、よろしく御願いいたします。私からは以上でございます。

**○鈴木農政企画課長** 農政企画課でございます。

この後、担当課より予算について御説明をさせていただきます。

まず初めに、農政企画課から御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の79ページをお開きください。

農政企画課の6月補正額は、一般会計のみで3,560万円の増額補正をお願いしております。

この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄に記載してございますが、15億6,851万円となります。

内容につきまして御説明します。

81ページをお開きください。

(事項) 中山間地域活性化推進費の1、中山間地域所得向上支援事業において、3,060万円の増額をお願いしております。

この事業は、中山間地域の所得向上を支援するため、意欲ある農業者等が収益性の高い農産物等の生産等に取り組むため、整備する施設等

に補助するものでございます。今回、日向市において整備する低コスト耐候性ハウスに対し補助するものでございます。

次に、2の新規事業「元気な中山間地域創出モデル事業」につきまして、500万円の増額をお願いしております。

この事業は、中山間地域の特色を生かし、地域資源の維持・継承に向けた地域活性化につながる取り組みに対し、総合的に支援するものでございまして、今回、高千穂町が訪問者交流や営農体験受け入れのために設置する休憩施設等に対し補助するものでございます。

農政企画課からの説明は以上でございます。

○**愛甲農業連携推進課長** 農業連携推進課でございます。

歳出予算説明資料の83ページをお開きください。

当課の6月補正額は、一般会計のみで741万4,000円の増額をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は右から3番目の欄がありますが、18億1,624万8,000円となります。

内容につきましては、85ページをお開きください。

(事項) 農産物高品位生産指導対策費の説明の欄にあります1の(1)新宮崎県版GAP緊急拡大事業について741万4,000円を増額するものであります。

これは、本県におけるGAPの認証の取得拡大を図るため、GAPの指導者や審査員を育成するための研修を実施するとともに、地域のモデルとなる農業者等に対し、認証取得のための審査費用や研修受講費等について支援するもので、今回の増額はGAPの認証取得支援に係る予算について国庫補助決定がなされたことに伴うものでございます。

説明は以上です。

○**日高農業経営支援課長** 農業経営支援課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の87ページをお開きください。

当課の6月補正額は、一般会計で5,820万8,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3番目にありますように、53億5,584万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

89ページをお開きください。

ページ上段の(事項) 農業経営改善総合対策費の1、みやざきスマート農業加速化事業400万円の増額であります。

これは、農林水産省の平成31年度当初予算における事業採択に伴うものであります。事業内容は、担い手の高齢化・労働力不足といった産地の課題解決のため、先端技術を取り入れた新たな営農技術体系を検討する取り組みを支援するもので、今年度は、県内2地区で取り組むこととしております。

次に、中ほどの(事項) 青年農業者育成確保総合対策事業費の1の新規事業「みやざき農水産業人材投資事業」及び2の新規事業「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、下段の(事項) 担い手育成総合対策事業費の1、新規事業「農水産業における外国人材の定着促進事業」につきましても、常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、常任委員会資料の5ページをお開きください。

みやざき農水産業人材投資事業のうち、農業

人材投資事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景にありますとおり、市町村と連携し、国の農業次世代人材投資事業の交付対象とならない新規就農者等を支援することにより、本県農業への就農促進を図るものがあります。

事業内容につきましては、右側6ページのポインチ絵をごらんください。

上段の課題にありますとおり、2015年の農林業センサスの調査結果では、県内販売農家の約6割で後継者が不在となっており、今後、本県の農業生産力が急速に低下するおそれがあることや、農業後継者への支援が不十分との意見があり、親元で就農する後継者への支援が必要であると考えております。

そのような中、中段の表の左側にありますとおり、国の農業次世代人材投資事業においては、農家の子弟が就農する場合には、新たな作目の導入など、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市町村長に認められる必要があるため、事業の交付対象者にならない場合がございます。

このため、右側にありますように、国の事業の交付対象者にならない農家子弟等が規模拡大を行う場合に、市町村等と連携し、経営開始の資金として最大100万円を交付することとしております。

5ページに戻っていただきまして、2の事業概要の(1)にありますとおり、予算額は2,750万円、事業期間は令和4年度までの4カ年を予定しております。

続きまして、常任委員会資料の7ページをお開きください。

「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業でございます。

1の事業目的にありますとおり、市町村と連

携し、農地、施設、支援策などが一体となった参入チャレンジパッケージを構築した上で、誘致活動を展開し、企業の農業参入を通して雇用を創出しようとするものでございます。

事業内容につきましては、右側8ページのポインチ絵をごらんください。

まず、図の上段、①地域提案型誘致活動推進事業におきまして、企業の農業参入促進に積極的な意向を示しております市町村と連携しまして、農地、施設や支援策などを一つのパッケージ化し、展示会出展などの誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、図の中段左にあります②参入チャレンジファーム展開支援事業におきまして、中段右のイメージにありますように、農業団体や地元企業などの運営主体が施設等を整備し、参入企業が一定期間、ハウス等の初期投資を抑えつつ、農業に参入できる参入チャレンジファームを展開します。

この事業におきまして県は、チャレンジファーム運営主体に対する施設整備等の支援を実施するとともに、参入企業に対する技術及び経営の伴走指導を行います。

さらに、これとあわせて図の下段にあります③雇用創出支援事業におきまして、チャレンジファーム参入企業に対し、雇用者数に応じた補助を行うこととしております。

本事業により、県外企業の社員などの本県移住や県内新卒者の流出抑制、さらには魅力ある雇用の場の創出により、就業者の定着が図られるものと考えております。

7ページに戻っていただき、2の事業概要の(1)にありますとおり、予算額は2,120万8,000円、事業期間は令和3年度までの3カ年を予定しております。

続きまして、常任委員会資料の9ページをお開きください。

農水産業における外国人材の定着促進事業のうち、農業外国人材確保対策事業でございます。

1の事業の目的・背景にありますとおり、農業に新たな外国人材を受け入れるための仕組みづくりや環境整備を行い、新たな外国人雇用制度のもとでの円滑な外国人材の活用と着実な定着を図るものであります。

事業内容につきましては、右側10ページのパンチ絵をごらんください。

上段の課題にありますとおり、労働力不足により、農林業における外国人労働者数が年々増加する中、将来にわたり外国人材を安定確保するために、地域の受け入れ体制づくりや新たな外国人材を育成する仕組みづくりが必要となっております。

このため、取組内容の1にありますとおり、新たな外国人材の受け入れ体制整備に向けて、ベトナムといった本県がつながりを有する送り出し国と連携するための協議や、特定技能在留資格を無試験で申請できる技能実習修了者の労働実態等の調査、農業分野で実施できる特定技能外国人の人材派遣方式のモデル実証等に取り組むとともに、2にありますとおり、JAが技能実習生を受け入れる農作業請負方式技能実習の実施に向けて、JA等に対する制度説明やJAでのモデル実証を実施することとしております。

9ページに戻っていただきまして、2の事業概要の(1)にありますとおり、予算額は550万円、事業期間は令和3年度までの3カ年を予定しております。

農業経営支援課は以上でございます。

○菓子野農産園芸課長 農産園芸課でございま

す。

引き続き、歳出予算説明資料の91ページをお開きください。

農産園芸課の6月補正額は、一般会計のみで、1億3,369万6,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。30億4,625万6,000円となります。

内容につきましては、93ページをごらんください。

ページ上段の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄の1「農業用ハウス強靱化緊急対策事業」で9,600万円の増額、続きまして、中ほどの(事項)スマート農業産地づくり事業費の説明の欄の1「スマート農業による働き方改革産地実証事業」で3,769万6,000円の増額で、2つの新規事業の補正をお願いしております。

それぞれの事業内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

まず、農業用ハウス強靱化緊急対策事業でございます。

内容につきましては、12ページで御説明いたします。

本事業は、1の事業の目的・背景にございまずとおり、国は平成30年度の災害を受け、重要インフラの機能確保について防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し、この中で、施設園芸につきましても緊急対策として、本事業を30年度から3年間で集中して実施することになりました。30年度は補正予算でございます。

これを受けまして、本県では、耐候性が十分でなく補強等が必要な農業用ハウスへの緊急支



援に取り組みたいと考えております。

次に、事業内容ですが、中ほどの欄にありますとおり、①被害防止技術講習会等の開催と②既存ハウスの補強等対策の実施の二つの事業がございます。

まず、①被害防止技術講習会等の開催では、補強や保守管理のための講習会の開催や昨年度作成しております被害軽減対策マニュアルを用いまして被害対策を推進いたします。

次に、②既存ハウスの補強等対策の実施では、下の写真に事例でお示ししておりますが、陸梁などの補強資材を用いたハウス本体の補強や防風ネットの設置等に対して支援を行います。

補助率といたしましては、①講習会等の開催等は定額、②補強等対策実施は2分の1となっております。

なお、補強等対策実施につきましては、園芸施設共済への加入等が要件となります。

左ページに戻っていただきまして、2の事業概要にございますとおり予算額は9,600万円。事業期間は、令和2年度までの2カ年を予定しております。

続きまして、13ページをお開きください。

スマート農業による働き方改革産地実証事業でございます。

本事業は、右の14ページで御説明いたします。

スマート農業を産地で使いこなすことで、就業環境を改善し、若者や新規就業者の参入・定着を促進するものでございます。

事業は、1の実証事業と2の人材育成事業で構成されております。

まず、1の実証事業は、中段にございますとおり公募提案方式とし、例えば労働時間の削減や労働負荷の軽減など、人口減少対策に資する要件を設定し、採択することとしております。

応募イメージとしましては、例1の自動化体系では、トラクターの自動運転により飛躍的な省力化、未熟練者でも高度な作業が可能な環境の整備や、また、例2の拘束時間の削減では、繁殖雌牛の遠隔監視で、発情観察などの拘束時間を削減する提案などを想定しております。

次に、2の人材育成事業です。

本事業では、最先端研究を担う国の試験研究機関や民間企業が主催する研修会等への地域リーダーや研究員の研修派遣や、専門家を招聘し、産地の人材を指導することでスマート農業を現場で牽引する人材や地域で産地実証に取り組む人材の育成を進めてまいります。

なお、本事業の取り組み成果は、就農相談や農業法人への啓発に活用し、若者や新規就業者の参入・定着に着実に結びつけ、宮崎から新しい農業のイメージを発信してまいりたいと考えております。

左ページに戻っていただきまして、2の事業概要にございますとおり、予算額は3,769万6,000円、事業期間は令和3年度までの3カ年を予定しております。

農産園芸課の説明は以上でございます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。

歳出予算説明資料の95ページをお開きください。

当課の6月補正予算額は、一般会計で3,617万8,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、6月補正後の一般会計の予算額は、右から3番目の欄にありますように18億631万4,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は20億5,307万8,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

97ページをお開きください。

(事項) 資源管理対策費の1、新規事業「シラスウナギトレーサビリティ手法検討事業」におきまして、517万8,000円の増額をお願いしております。

この事業は、国の新規事業にモデル地区として参画し、本県におけるシラスウナギの流通実態を把握し、課題の抽出を行った上で、関係者を交えた検討会を通じて本県の流通実態に即したトレーサビリティ手法を検討するものでございます。

次に、(事項) 地域漁業経営改革対策費の1、新規事業「農水産業における外国人材の定着促進事業」でございます。

事業内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の15ページをお開きください。

農水産業における外国人材の定着促進事業のうち、雇用型漁業労働力安定確保対策事業でございます。

まず、1、事業の目的・背景でございますが、水産業に新たな外国人材を受け入れるための仕組みづくりや環境整備を行い、新たな外国人材の活用と定着を図るものであります。

事業内容の詳細につきましては、16ページのポンチ絵を使って御説明いたします。

現状にありますとおり、本県漁業生産額の約9割を占めております雇用型漁業は、多くの外国人材により支えられております。

具体的には、円グラフのとおり、カツオ一本釣りやマグロ延縄漁業などで本県在住の技能実習生及びマルシップ船員と呼ばれる海外在住のまま雇用されるマグロ漁船員の活用が既に進んでいるところです。

課題にありますとおり、今後は、新制度のもとで外国人材を確保する地域の受け入れ体制の

充実や外国人材に新たな技能を習得させる仕組みづくりが求められております。

このため、事業内容にありますとおり、外国人材の活用に伴う手続などに要する人材の雇用に対する支援や、例えばカツオ一本釣り漁業の技能実習修了生が、マグロ延縄漁業の特定技能へ移行する際に必要となる新たな技能習得のための研修等に対する支援を行うものでございます。

これらの取り組みにより、本県漁業への外国人材の着実な定着を図りたいと考えております。

15ページに戻っていただきまして、2、事業の概要の予算額は3,100万円、事業期間は令和3年度までの3カ年を予定しております。

水産政策課の説明は以上でございます。

**○外山漁村振興課長** 漁村振興課でございます。

歳出予算説明資料の漁村振興課のインデックスのところ、99ページをお開きください。

漁村振興課の6月補正予算額は、一般会計のみで2億3,867万5,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄ですが、45億1,260万1,000円となります。

それでは、その内容について御説明いたします。

101ページをお開きください。

(事項) 漁業生産担い手育成事業費ですが、497万5,000円の増額でございます。これは、人口減少対策に伴う補正で、説明欄の新規事業の1「みやざき農水産業人材投資事業」を実施するものでございます。

詳細につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 漁業経営構造改善事業費1億5,370万円の増額でございます。これは、国庫

補助決定に伴うもので、説明欄1の水産業強化支援事業で、宮崎市において新たに養鰻場の整備を行うものです。

現在、本県のウナギの養殖生産量は、全国第3位となっておりますが、本事業に取り組むことにより養鰻業の生産性を高めるとともに、養鰻業を含めた関連産業の振興を図るものでございます。

次に、(事項) 県単漁港建設事業費ですが、8,000万円の増額でございます。本事業は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業と連携し、漁港施設のより有効的な利用を促進するとともに、漁港海岸の老朽化対策や地震・津波対策のための施設を整備するものであります。

事業の内容は、土々呂漁港ほか5漁港で、漁港の附属施設や船をつなぐ係留施設、漁港の海岸保全施設の整備を行い、近年大型化し、甚大な被害をもたらす台風や津波などの災害等に対して、漁港及び背後集落の安全対策、災害の拡大防止を図ってまいります。

それでは、別冊の常任委員会資料に戻っていただきまして、17ページをお開きください。

みやざき農水産業人材投資事業のうち、水産業人材投資事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景ですが、本事業は、市町と連携し、国の次世代人材投資事業の交付対象とならない就業希望者を支援するとともに、農業と同様に、新規就業者に対する経営開始初期の経営安定対策を実施することにより、水産業への就業促進を図るものであります。

右のページのポンチ絵をごらんください。

現状と課題ですが、右上の図に階層別の漁業経営体を示しております。沿岸漁業層が減少しており、沿岸漁業者の確保が喫緊の課題となっ

ております。

対応につきましては、次のとおりです。中段左側に現行事業、右側に新規事業を示しております。また、中ほどに太い横点線がございますが、上が経営開始前、下が経営開始後の支援でございます。

まず、左上の、現行事業である国の次世代人材投資事業(準備型)ですが、対象は、県立高等水産研修所の入所生で、下線部のとおり、3親等以内の親族が経営する機関に就業するいわゆる親元就業は対象外となっております。

このため、右側に示しております本事業の後継者準備型で、この対象外となっている親元就業者に市・町と合わせて、国と同額の最大137万5,000円を交付するものです。

また、左下に示しておりますように、漁業には農業のような経営開始型の国の資金交付制度がございません。

このため、右側に示しております本事業の沿岸漁業経営開始型では、減少の著しい沿岸漁業者等の新規就業者のうち、自営独立就業者及び親元就業者に、着業に必要な資金を市・町と合わせて最大100万円を交付するものでございます。

左の17ページに戻っていただきまして、2の事業概要にありますとおり、補正予算額は497万5,000円、事業期間は令和4年までの4年間でございます。

漁村振興課の説明は以上でございます。

**○谷之木畜産振興課長** 畜産振興課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の103ページをお開きください。

畜産振興課の6月補正額は、一般会計で2,300万2,000円の増額補正をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目でございますけれども、54億338万8,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

別冊の常任委員会資料の19ページをお開きください。

「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業」でございます。

右側の20ページをごらんください。

本事業は、上段、事業の目的にありますとおり、狭小な土地においても収益が見込める肉用牛や養鶏、施設園芸や果樹を核に、U I Jターナーを新たな農業の担い手として呼び込むものであります。

具体的には、ステップ1としまして、市町村が中心となり、ライフステージに応じた経営モデルから技術習得のための研修や住宅や農地のあっせん、関係機関によるフォローアップまでを含めたU I Jターナー者向けの受入パッケージ計画を策定しまして、所得など移住後のライフプランを見える化することにより、安心して移住できる環境であることを提示いたします。

次に、ステップ2として、就農に必要な技術についてトレーニングセンターや篤農家など実践農場で研修を行ってまいります。

研修後は、ステップ3、就農に向けた初期整備等の支援として、簡易な敷地造成や機械の整備等について支援いたします。

これらの取り組みによりまして、右下の効果にありますとおり、新たな担い手の確保を初め、中山間地域の活性化等が図られるものと考えております。

19ページに戻っていただきまして、2の事業概要でございますが、予算額は2,300万2,000円、事業期間は令和4年度までの4年間を予定して

おります。

畜産振興課の説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○佐藤委員 畜産振興課の稼げる農で呼び込む中山間地域移住定着促進事業ですが、新たな担い手を呼び込むための施設整備などということですが、これは新たな施設だけですか。例えば、もうやめるといふ人たちの施設を使つてとか、それにちょっと手を加えるとか、そういうことには使えないんでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 基本的に、畜舎等の新設については国庫補助等を使って整備していただきますけれども、その国庫補助事業で対象にならない簡易な整備とか敷地造成といったものについてこの事業で対応したいと考えております。

○佐藤委員 前にも話したと思うのですが、やめる人たちの畜舎等を新たな人が引き継ぐというような事業はこれとは別にありますか。

○日高農業経営支援課長 今、委員のおっしゃった内容につきましては、本年度から県単の新規事業で、承継事業を創設しておりまして、そこでリタイアされる方の有形資源等を有効活用できるような仕組みをつくっています。常任委員会資料2ページの左側上段の人財の育成のところに、みやざき農業の魅力アップ！農業経営資源承継モデル構築事業とありますが、この事業で、今、委員がおっしゃったような内容については対応できることになっております。

○佐藤委員 というのも、私たちが地域を回ると、畜産についても昔から人の住むところのそばに畜舎を持ちながらずっと生活してきているんですが、そういう畜舎がそのまま残ったりする、家もそのまま残っていく。これは空き家対

策とも関連するかもしれませんが、そういう家と畜舎が身近にある畜産業、農業を営んできたけれど、その跡取りがいないまま、ぼんと空くところがあるわけです。

そういうものでも、空き家対策も含めてまだまだ使えますよというようなものを、畜舎も含めて、それを引き継ぐ人を調整する、マッチングする、あっせんする、紹介する、というようなことがあるといいなど。そういうのを探している人もいると思うんです。そういう大規模にやっていた人たちというのをよく聞くんです。私の地元はそこまで大きくやっていませんが、都城あたりでは結構大きくやっていたけれども、家も空いた、誰もいない、その後畜舎も空いたと、これをどうしようかと悩んでいると。そういうのはどこかに話をしましたかという、していないと。それほどものがあるなら、それを引き継いでやりますよと、それだけあれば十分できますよというような施設があることを紹介して、それを引き継がせる。

先ほどの環境森林部でも炭生産は非常に今後の拡大が見込まれるという説明がありましたけれども、炭窯は昔からあったんです。その炭窯が、新しくつくらずに古いままでも使えるものがあるという情報をいろいろ広げれば、それを使わせてくれ、それを使って炭を焼きますよという人たちは、全国にもいると思うんです。

畜産にしても、そういうことに対して、もっと情報をオープンにすれば、そういうのを利用して、畜産をやろうか、農業をやろうかと。これはもう畜産だけに限らず全体的に言えると思うんですけれども、そういうものをもう少し、この予算とは別ですけど、あるとすればそれを広げて、そういう仕組みづくりをお願いしたいと思います。

○日高農業経営支援課長 まさに委員がおっしゃったような内容で、この県単事業をつくっておりますので、畜産だけに限らず、園芸施設等も対象にできることにしております。

あとは、これをしっかり今年度モデル的に組み立てて、それを全県的に広められるように私どもとしてもしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○佐藤委員 少しでも早くそういう情報を出す、また、全国的にそういう情報が出ているのか、そういう発信がされているのかどうかわかりませんが、現在、そういう空き物件があるわけですから、そういうものを早目に発信して、少しでも早く県外の人を。せつかくそういう設備にお金をかけた人たちがいるわけですから、そういうところに呼び込んで、就農者をふやしていただきたいと思います。

○井上委員 今のは、みやざき農業の魅力アップ！農業経営資源承継モデル構築事業と考えていいんですか。

○日高農業経営支援課長 はい、そのとおりでございます。

○井上委員 この事業はどこまで広げるんですか。先ほど言われたように、ハウスが残っているからとか、炭焼きの窯が残っているからとかいろいろな問題があります。

もう一つは、宮崎のブランドと言われるようなものに関して後継者がいないと。今、すごくよく動いているけれども、ただ、少なくともその人に後継者がいないので、周りの人たちがそこを継承したいといった場合です。今、そういうお話をいただいているんですが、若い農業者の人たちが、その人と一緒に残って、それを承継していくことも可能だと思っていいですか。

○日高農業経営支援課長 委員がおっしゃった

ようなことは可能で、そのように私どもとしても進めてまいりたいと思っております。

○井上委員　そういう場合、具体的にどの辺まで支援をするのですか。

○日高農業経営支援課長　具体的な仕組みにつきましては、農業振興公社にコーディネーターを置いて、その方にそういった空きのある施設などの情報収集やある程度の評価額の算定をしていただいた上で、それを引き継ぎたいと希望する新規就農者の掘り起こしをしていただいて、そことマッチングをさせるような仕組みで考えております。

あと、技術などについても、そういうリタイアされる方の持っておられるノウハウ等も一緒に引き継ぎをさせるような、そういう仕組みもあわせてやっていきたいというふうに思っております。

○井上委員　先ほど佐藤委員が言われたように、これは若い農業の担い手からすると、起業するのと同じぐらいの力があるんです。だから、技術とかそういうものの承継もしていかないといけない。いろんなことをしていかないといけない。

早目にそれが伝わっていくというか、具体性を持ったモデル事業なんかが先にあると一番いいわけですがけれども、そういうことが非常にスムーズに行っている例を幾つか挙げていただいたり、それをマスコミにも発信できるとすごくいいなと思う。

たまたま、私に御相談があったところは養鶏場なんですけれども、それはもう大規模にやっておられる。そして、それは私のところのブランドの中心にもなっているところなので、できれば5、6年かけてでも、何年かかけてでも、まずは技術を継承していかないといけない、そこ

から始めていこうと本人たちには言っているんです。

そして、ちゃんと自分たちの経営計画も含めて、事業計画を出して、それで、承認してもらったら、農業振興公社とかを含めてマッチングしていったらいいとは言っているんです。まずは自分たちで本当にやれるのかどうかというのをやってくれというふうには言っているところなんですけれど。

何にもなくてゼロから出発するのと、ある程度のものがあって、そこに参入していく形で受け継いでいくのはもう全然違うと思うんです。農業大学校でやっている実践塾とかで少し教えていく、そして、そこを通過させてきちんとした自分の経営理念も持ってちゃんと事業に参入させるとかそういうことをさせていかないといけないと思うんです。

ゼロよりも、これはプラスが2とか3とかあって、この事業はすごく面白い、担い手の人が参入しやすいという感じがしてならないわけです。

できたら、もう一つ皆さん方がしている、「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業とマッチングしたような、企業と連携していくことも含めてですけど、そういうふうなイメージで、何か早くモデル事業というかマスコミに載るような事業とかをつくっていただくと参入しやすいのかなと。

私が最近思うに、雇用されることだけを考えるのではなくて、起業することも考えていかないと宮崎県に残ることはできないと思うので、そういう意味で言うと農業が起業というか参入、マッチングするのに一番早いのではないのかなと思って。人口減少には農業施策が一番大きな力を発揮するんじゃないかと思って、今回、一般質問をさせていただいたんですけれども。

その施策は、具体的にやらないといけないので、その辺を市町村というか、近くのところとどうやっていくのか。事業があるだけではダメで、具現性がないといけないので、そこを教えていただきたい。

**○日高農業経営支援課長** 委員がおっしゃったことは非常に大事だと思っておりますし、私もそのように考えております。

具体的には、既に県内でも数十の資源の問い合わせ等も来ています。そういったものをしっかりデータベース化してマッチングをさせて、有効活用していけるようなモデルを早くつくって、私どもとしても県内の市町村と連携をして、PRを行い、この事業を有効活用していきたいと思っております。

**○井上委員** ぜひ、それを形のあるもの、しゃべれるものにしていただけるように、ぜひお願いしたいと思います。

だからこそ、「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業に大きく手が伸びていけるか、そういう感じがするので。だから、農業法人づくりをしていくということも大事なんだけれど、じゃあ、起業を含めて誘致企業とは違う形の、企業としてのありようみたいなのをどうつくっていただけるのか。これから先の話だけれども、そこは予想できるような状況にはあるんでしょうか。

**○日高農業経営支援課長** 「地域と創る」新たな農業参入ということで、既に市町村の中では、そういった企業の参入を積極的にやりたいといったところも11市町村ほどございますので、そういったところとまずはうまく連携をさせていただいて、本県で農業をやりたいといったような企業の参入を市町村と連携してしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

**○山下委員** 井上委員の関連ですが、この「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業という県単事業ですが、2,100万円の補正が組まれて、参入チャレンジファーム入居法人数について、令和元年度で0法人を令和3年度で9法人ということで、年間3法人ぐらいで計画されているのかなと思うんですけども。事業主体は県、市町村、農業団体、民間企業なんですけど、これは3で割ると1法人大体700万なんですけれども、一つの新規参入者が入居するのに予算的にはどれくらいを考えているのかお尋ねしたいんですけど。

**○戸高農業担い手対策室長** この予算額1,700万というのは、イメージとしてハウスを大体5反歩から6反歩つくりまして、その中に3法人入ってもらって、お試して農業をやってもらう形になります。そのため、ハウスを5反歩から6反歩つくる額の3分の1の額という考え方でございます。

**○山下委員** 先ほど井上委員も言われたように、すごくいい事業なんです。だけれど、3分の1の補助で、あとの3分の2を新規の人が出してやれるかという、なかなか厳しいんです。ある部分、農業というのは怖い部分がある。なかなか参入しにくいのは、私は初期投資の問題だと思うんです。

ですから、ここあたりをもっと拡充して入りやすくしてやらないと、新規参入はふえないと思うんです。ですから、そこあたりを。とにかくこういう形までしてやらないと、なかなか農業者はふえないと思います。いいことなので、こういうものにはやっぱり予算を思い切ってつけていただく。こういう事業は、もっと多くやっていただきたいなと思います。

それともう一つ、国庫事業の農業ハウスの強

靱化緊急対策事業の9,600万円なんですけれども、これは国2分の1ですが、県の補助はないんですか。

**○菓子野農産園芸課長** 本事業については、国費のみで考えております。

**○山下委員** 私は、そこが一番問題だと思うんです、宮崎県は。農業予算は、大体国が2分の1つけて、それで終わりですということで、県がやらないから市町村もやらないというのがほとんどです。

ですから、そこを何とか県も1割なり、2割なりつけると、そのかわり市町村もつけろというぐらいやってやらないと、やっぱり総額が大きいかから、なかなかやらない。熊本県や鹿児島県はそんなことをやっています。ですから、宮崎県も何とか予算どりをさせていただいて、そういう産業を推進していくことは、私は大切なことではないかと思っておりますので、これはもうお願いしかありません。よろしく願いしておきます。

**○星原委員** きょう、それぞれ上がってきた事業は、人口減少対策基金があるからこういう事業をつくってきたのかなと思うんです。というのは、事業名は変わっているけれど、これまでいろんな形でやってきているわけです。やってきていて、そこで今回、今まで足りなかった部分をやろうとしているのか、こういう基金ができたからやろうとしているのか。私から見ると、この対策で何人ぐらいの後継者をそれぞれの事業の中で育てていこうと、育成していこうとしているのか、その辺が見えてこない。ただ、事業だけをやろうとしているのか。今、山下委員も言われたけれど、農業をやるというのは非常に危険も高いんです。ハウス園芸でも畜産でも投資額が結構厳しいわけです。

そういう中で、事業に入っていこうとする人はいろんな計算ををすると思うんです。借金してやるにしても何にしても、何年後かにはちゃんとこういう形が出るんだというのが見えてこないとなかなか厳しいんじゃないかなと、周りを見ていて思うんです。ですから、やめていく人は多いけれど、新たにということになると、先代からいろんなものを引き継げる人はまだいいんですが、新たに参入となると、非常に厳しいんじゃないかなと。

だから、この事業でそういった人たちを育成できるのかなと。いろんな形で出ているんですが、聞きながらそう思ったんです。その辺をそれぞれの課で検討する際に、この事業で手をつければどれぐらいの人が救える、あるいは、1人でも2人でもふやせるんだけどなという思いでこの事業が生まれているのかどうかを、まず聞きたいんですけれど、どうなんですか。

**○坊菌農政水産部長** 今回、6月補正でお願いしていますのは、星原委員がおっしゃったように、人口減少対策基金30億円を、県として準備するというところでございます。

我々、農政水産部としては、やっぱり人口減少対策なので、この基金でどういう事業をするかというところは、人をいかにふやすかということ視点を置いて事業は組んできたつもりでございます。

おっしゃったように、今までやってきた中でも同じような事業があるのではないかというのも確かにあると思います。ただ、それだけではできなかったところがあったので、今回、それをより一步踏み込んでやりたいということでしております。

例えば、150万円ずつの国の就農給付金がございますけれど、それは、先ほど御説明しました



ように親元就農ではなかなか対象にならないということがございますので、今、後継者が少ないと言われていた中で、その後継者をいかにふやすか、よそに行っている人を呼び戻すかというところのインセンティブというか、呼び水になればということで、今回、100万円1回限りでございますけれど、事業化したところでございます。

また、新規就農者であれば、どうしても初期投資が大変だと思います。その初期投資をいかに抑えるかというところで、リース等も含めてやるんですけれど。それから、これであればハウスを2反つくって経営ができますよというところまでの相談から研修、そして、経営計画を立てて、実際に経営を始めるという一連の流れで、できるだけ安心して入っていけるような仕組みづくりを、今回、改めてつくったところでございます。外から呼び込むこと、それから、今いる人たちを残すこと、出ていっている人をもう一回呼び戻す、いろんな形を使いながら、今回の事業で人をふやしていきたいと考えています。

**○星原委員** そこで私が言いたいのは、要するに物を生産する生産技術、畜産だったら豚や牛、鶏を生産する、あるいは、園芸でも生産技術はあると思うんです。

だから、農家所得をふやすためには、やっぱり前から言われている6次産業化の中で、いかに加工をして付加価値をつけていくのか、そして、販路をどういうところに求めれば、農家の所得がこれだけふえるんだという、そこが、ちゃんと連携をとれていないと、ただこういう事業をやるだけで、果たしてこれで家族をちゃんと養えるのかということになるわけです。

生産技術はあるんだけど、つくったもの

をJAに預けて、そこで加工をちょっとして出すだけだと、所得がふえるのかなと、これは厳しいと思うんです。

やっぱり、こういう人をふやそうと思うのなら、所得がどれだけ確保できるというところがちゃんと見えてくれば、これだったらやれる、やれないとか、これだったら投資してもいいというのが見えてくるわけです。そこまでちゃんとやるためには、加工技術も上げて、売り先もしっかりしたところに高く売る、うまくこれが回るような形でこういう事業をやっていかないと、幾ら育成していても所得がふえなければ無理なんです。

だから、そこを全体で考える形にいかに切りかえていくか。この事業で人口減少を抑えられるかではなくて、本当にもうかる農業になってくれば、誰がどうこう言わなくても、わかってくれば参入していくわけです。

だけれど、そこをわからせる部分が何であるかを考えていかないと、私は厳しいのではないかなと思うんですが、その辺はどう捉えたいのですか。

**○坊菌農政水産部長** 本当に委員おっしゃるとおりで、農業をやろうという人はもうけないと当然ふえないと思っていますので、そのもうけるということをいかにさせるか、稼げるようにするためにはどうするかということだと思っています。

確かに、一つの手段として6次産業化、販売先というのも大事だと思っていますが、まずは生産をしないとということがございまして、今回の事業ではあくまでも生産というところを視点に置いてやっております。

先ほどもありましたけれど、全然できない人が宮崎に来て農業をやるといったときには、大

体このくらいのお金が必要だと、このくらいのもうけが出ますよというところをやっぱり提示しないといけないんだろうと思っています。

先ほどありました、「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業は、中山間地域であれば所得が300万円とか500万円必要だと思いますので、こういう経営をすればそれだけ稼げますよというところを、しっかりパッケージングして提案をして、研修もしっかりさせていただいた上で就農していただくというような一連の流れでやっていこうと思っています。

それから、平場であればハウス園芸、ピーマン、それから、トマト、キュウリ、そして農協が動かしてくれていますトレーニングハウスでも、入ってきた人たちが研修をした上できちっとハウスをつくって、幾らの収益が上がって、所得としてこれくらいになりますよという計算をちゃんとした上で、その経営ができるだけの研修をまずやって、次に就農させる。就農させるときに新たなハウスが必要なので、さっき申しました中古ハウスをうまく活用していただいたり、国の事業でリースをしたり、いろんな取り組みをしながら、新しい人たちの支援をしていこうと考えております。

済みません、委員おっしゃったような6次産業化については、当然必要な話だと思いますが、これについては今も市町村とかJAでやっております。あと、公社のほうでも6次産業化の勉強会をしておりますので、そういうところや既存の事業とか取り組みをうまく活用しながらしっかり支援をしていければと思っています。

**○星原委員** もう一点聞きたいのは、それぞれの地域で畜産なら畜産で、あるいは園芸なら園芸で成功している人たちがいるわけです。そういうところは、後継者が揃っています。生まれ

てくるんです、うまくいっていると。

だから、宮崎全体の力を上げるためには、Iターン、Jターンの人たちなんかは、本当はそういう畜産だったら畜産の成功しているところで研修を1年とか2年とか受けてもらって入っていくとか、そういうことを何か今後考えていかないと。ただ、こういう事業があるからこれでどうだというだけではなくて、成功している人たちをお願いして、こういうやり方をすればこれくらい年間に利益が生まれるんだと、そういう実証をしながら、3年なら3年の間、そこで指導料として幾らかそういう農家に支払ってもいいし、何かそういう試験的なことも今後考えていって、育成していくためには、今までと違うこともどこかに入れていかないと、こういう事業だけで本当に育成できるのかなと思うんです。

それぞれの分野で成功している人たちが地域にいるわけですから、そういうところに研修生という形でもいいし、その間はこういう事業費の中で面倒をある程度見て、技術なりいろんなやり方を教わって行って、こういうやり方をやることで自分が規模拡大とかをやるときには、これくらいは投資しても何とかなるなという、そういうものが生まれるようなことも。今後、肥育でもいいし、豚でもいいし、鳥でも園芸でもいい。そういうところにやりながら、本当に長続きする、もう自分は一生これでやっていくんだと思わせるような形に育てていかないと無理なんじゃないかなという気がするんです。

そういう点も、今後検討していただいて、何らかの取り上げ方をしてもらおうと助かるなと思うんですけど、どうなんですか。

**○坊園農政水産部長** おっしゃるとおりで非常に大事な視点だと思っています。

事業の中では、さっき言ったトレーニングハウスもありますし、農業大学校でやっている研修施設もありますけれど、畜産の場合、なかなかそういう施設がございませんので、農協が持っている繁殖センターや肥育センターを活用するのと、やっぱり篤農家の方、そういう方々にも御協力いただきながら、今回仕組んだ事業をうまく活用できる仕組みにしっかりして、考えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

**○佐藤委員** 星原委員の関連ですが、例えば、結構もうかっていてうまくいっている農家が規模を拡大したい、そういうところに人手が必要だと。そういう人たちのところに行って若者が勉強したいと、そういうマッチングは現在も行われているわけですね。

**○日高農業経営支援課長** 県内には農業経営指導士ということで、86名の農家の方に知事から委嘱をして、地域の青年農業者なり若い人たちに直接指導していただくような制度も設けております。

**○佐藤委員** それは限られた数だと思うんですが、例えば事業は非常にうまくいっているけれども、まだ後継者がいない。しかし、もう40代で子供がいない、30年後はどうしたらいいのかというような人たちもいるんです。

そういう人たちのところに研修生を入れる。うまくいくかどうかは別として、また、別の人も入れる。お見合や養子でもないですけど、そういうことを事業継承のためにする。いろいろ考え方あると思っておりますけれども、そういうことをしながらその事業を譲り受けることができる、現在やっている人たちは安心して規模拡大をしながら後継者が見つかるというようなことも、今後はかなり必要になってくるのではない

かと思うんですが、いかがでしょうか。

**○日高農業経営支援課長** まさに委員がおっしゃるようなことも、今後、考えていかなければいけないと思っています。そのような中で、先ほど申し上げました農業経営資源承継モデル構築事業の中でも、有形資源の承継だけではなくて、そういう篤農家の持つておられる技術なり、経営ノウハウというところもあわせて継承できるような仕組みも今後つくっていききたいと思っておりますので、この事業をうまく活用させていただいて、全県に広げられるように、私どもとしてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

**○佐藤委員** すぐにでもそういう農家の人たちがいるかどうかを把握して、そして、早目にそこにこういう人がいますよと、いろいろ教えてくださいという方を入れていくという形にしていかないと。今までは子供がいるからやってくれでよかった。しかし、子供がいない、でも、やる気のある人たちはいる。そこの調整を早目にするには非常に大事だと思います。というのも、今やっている人たちのやる気もなくなってきました。後継者もない、子供が今後生まれる可能性も低い、もしくは、子供がいても帰ってくる可能性が低い、そういう人たちはたくさんいると思うんです。そういうのを、地域で把握して相談する、こっちから行ってもいいと思うんです。そして、どうしますかと。規模拡大を考えているけれども、後継者いないのでという場合もあるでしょうから、そういうことに力を入れて、協力をしてバックアップをすると、やる気を出してもう少しやってみようかと、生産額もぐっとふえると思うんです。そして、後継者もさらに勉強をするという形ができると思うので、早目にそういう農家の方々を把握する。

漁業も林業も一緒に、1次産業のそういう人たちの悩みがあるはずですから、そういうところを早目に救ってあげて、そういう流れにするのがいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

**○大久津農政水産部次長（農政担当）** 今、いろいろ委員おっしゃいましたように、これまで新規参入とかにつきましては、県のほうでいろいろな形で呼び込んで、それを参入者とか企業の希望でどこの地域がいいということで、そこであっせんというような形でしたけれども、今回の補正の特徴としては、市町村みずからがそういったところをしっかりと整理しましょうと。そして、その中でそういう人たちをしっかりとマッチングさせる。参入者だけの希望ではなくて、やはり市町村からうちの市町村では肉用牛が強いんだとか、養鶏が強いんだとか、園芸が強いんだとか、そういったところも知って、これだったらもうかると。そういうところを主体的に市町村にもしっかりと施策の構築なり誘導をしていただいて、そこに県が間に入ってやろうというのが今回の企業参入にしても、山間地域の事業にしても大きな特徴だと思っています。

そういうことで、県の団体とか公社も初めての取り組みになる部分もありますので、市町村にしっかりと周知して連携をとって、条件のいいところだけではなくて、山間地域等条件のよくないところにも、しっかりと参入者とかいろいろな人たちが定着できるような形を、今後、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

**○佐藤委員** ということは、その地域で後継者がいないとか、子供はいるけれども跡を継ぐ人が帰ってくる可能性が低いとか、そういう個別の農家を現在、把握しているということですか。

**○大久津農政水産部次長（農政担当）** これま

では、地域内でそういった調整がされてきましたけれども、今後は新規参入、後継者だけではなくて、地域外に新しい人を求めていく必要があるということで、今後そういった情報を市町村のいろんなところからもいただいて、それをデータベース化していきたいということで、佐藤委員がおっしゃいましたようなところまで完璧ではありませんので、それを今から充実させていきたいと思っています。

**○佐藤委員** いわゆる外から入りたい。いわゆる入るほうではなくて受け入れ側です。農家側が把握できているということですか。

**○花田畜産新生推進局長** 今、次長が申しましたように全て完璧ではございませんけれども、去年は都城市の酪農家において第三者が就農したというケースもございますし、今、西臼杵でも個別案件としてお子さんがいないと、ただ、規模は大きいというようなことで進めている事例もございます。

トータルで見ると、それぞれの事業がいっぱいあり過ぎて、これで何ができるのかと言われるかもしれませんが、それぞれ個別の案件に応じた事業を持ってきて、そういったものを支援していく体制をつくらうとしているという状況でございます。

**○佐藤委員** わかりました。よろしくお願いします。

**○横田委員** スマート農業についてお尋ねします。

もう随分古くなるんですけど、例えばハウスの自動開閉、あれも一つのスマート農業じゃないのかなと思うんですけど。あれは、私がまだ農協青年部の部長をしているときに、新富の農家が携帯電話を使ってハウスの自動開閉をするんだという話をされて、そんなことができ

るんだらうかと正直びっくりしたんですけど、今当たり前に入っています。

まさにスマート農業でどれだけ農家の負担軽減ができたかということを見ると、スマート農業の大切さがすごくよくわかるんですけど、例えば、14ページのイメージのところに繁殖雌牛の行動を遠隔監視すると書いてありますけれど、もうこれは今当たり前にやっています。すごく大きな効果があるということで農家が使われていると思うんですけど、実際、今使われているものを実証してもしょうがないなと思うんです。

例えば左側にトラクターが載っていますが、宮崎はまだ基盤整備のできていない田畑がいっぱいありますけれど、そういう田畑でも自動運転ができるのかとか、例えば家から勝手にトラクターが畑とかに行ってくれてくれるのかとか、畑まで持って行ってからでないとできないのかとか、それはもういろいろ将来の楽しみがあるんですけど。だから、どういう農作業を実証事業として考えておられるのかをちょっとお尋ねしたいんですけど。

**○菓子野農産園芸課長** スマート農業というのは、日進月歩でございまして、委員の御指摘のとおり、トラクターについても有人監視でやるもの、あとは自動でやるものといろいろありまして、有人監視のほうは実際にもう現場で使ってもいい段階に来ていると。ただ、無人のほうはもうしばらく時間がかかるだろうと、技術によってそういう段階があると理解しております。

その中で、今回、導入しようと考えているものについては、実際に使えるもの、例えば、このトラクターにつきましても、自動ではなくて有人監視で、初心者の方ですとトラクターを真っすぐ走らせることが難しかったり、あるいは、

肥料を50アール均質に散布するのも非常に難しい。こういったものがGPS機能などがついていけば、従来のトラクターに後づけできて、しかも均質にできる、真っすぐ走れる。こういうものは、実際に使える段階に来ています。

こういうものを今回の事業ではイメージしておりまして、県内であまり入っていない、比較的新しいものをイメージしております。

**○横田委員** ということは、実際自分は運転しないんだけど、ずっとついていなければいけないということなんですね。

**○菓子野農産園芸課長** トラクターにつきましては、そうなります。実際に人が乗って、ハンドルはキープしていますけれども、機械のほうで制御をして真っすぐ行くと、そういったものを想定しています。

**○横田委員** 例えば肥料をまく機械とかを導入しないといけないと思うんですけど、そういうことに対する支援というか、補助とかもあるんですか。

**○菓子野農産園芸課長** 機械としてはそういう自動の散布機や収穫機といったものは対象になると思います。ただ、今回は、例えば1軒の農家の方が自分のところで導入したいというようなものではなくて、作業の受託ですとか、あるいは、地域でまとまってそういう作業を受託するとか、そういったものを想定してまして、ある程度、面的にインパクトがあるようなところで実証していきたいと。

例えば、今、担い手が少ないということもありますので、願わくばそういう受託の会社が新しくできるとか、そういったところまで行けると、農業としてもその負担が減るので、できれば、そういった受託会社等ができればありがたいなとも思っています。

○横田委員 わかりました。

先ほど言いました無人でトラクターが勝手に動いてくれる、それができたらすごいなと思うんですけど、いずれにしてもこれから担い手が少ない中で農業を維持させていこうと思ったら、こういう技術導入は絶対必要だと思いますので、できるだけ早くこれが広がっていくように頑張りたいと思います。

○星原委員 9ページの農業外国人材確保対策事業なんですけれど、人材確保対策でいいのかどうかと、もう今は、農業だけではなくて、建設業であれ、運送業であれ、どの産業でも県内でも人手不足は言われていて、そういう中で、この農業のほうにいかにかそういう外国の人たちをとということになると思うんですけれど。

この送り出し国としてベトナム・ミャンマー・中国・インドネシア等とあるんですが、受け入れの部分はいろいろ考えているかもしれないけれど、送り出し国への対応というのは、どういう人たちに当たってもらって、どういうふうに捉えているのか、県としてもそれぞれのところと何らかの連携とかいろんなことを考えているのか。この辺については、この人材確保の面から見たときに、どういう方法で受け入れをする、送り出しの国との関係はどういう取り組みをされているんですか。

○日高農業経営支援課長 まず、ベトナムでございすけれども、ベトナムにつきましては、平成27年にナムディン省と技術提携の連携協定を結んでおりまして、そういった関係が一つあるということと、あと、ベトナムの国立農業大学という学生が3万人ほどいる大学があるんですけれども、今、学長をされておられる方が宮崎大学に約7年ほど留学をされていた経験もあると聞いておりますので、そういった関係を使

わせていただいて、いろんなお話を聞かせていただいた上で、連携を強化をしていくようなことを考えています。

あと、ミャンマーにつきましては、平成30年に宮崎大学がミャンマーの教育省と大学間交流協定を結んでおられますので、そういった関係も活用させていただくことで、送り出し国との関係の強化を図っていきたいと思っております。

○星原委員 そこでなんですが、宮崎大学とそういう関係があつてという話なんですけれど、今さっき言ったように、どの産業でも、今、人材が足りないということではいろんな取り組みをしている。県内だけではなくて、日本全体でも人材が足りないということではいろんなことをやっているわけです。

そうしたら、県内の農業関係でどれくらい足りないのか。今、いろんな農業関係のところにも外国から来ていますが、どれくらい不足しているのか把握はされているんですか。

○日高農業経営支援課長 具体的な数字は、まだ、なかなかつかめていないところもございすけれども、例えば、毎年行っている農業法人の実態調査の中では、約200の法人で600名から630名ぐらい労働力不足だというようなこともわかっております。少なくともそういった面もございすので、人材確保という観点からも外国人材の活用を進めてまいりたいと思っております。

○星原委員 今の話だと200ぐらいの法人があつて、600名ぐらい足りないということだと、これからまだまだ不足する可能性はあります。送り出す側にしても、全国で見たときにそんなにいいわけではない。そうなってくると、県としては、やはりこっちに來た人の育成もだけれども、その送り出し国とのパイプ、今、宮崎大学の話

もあったんですけど、それ以外のパイプをいかにつくっていくかということも今後考えておかないと手おくれになりそうな気がするわけです。

やっぱり、そういう国との関係の中で、今までは外国人観光客の誘客とかそんな話が出ていましたけれど、これからは、人材確保の面からベトナムであれ、ミャンマーであれ、インドネシアであれ、どこでもいいんですけど、そういうことに向けてどういう取り組みをしていくか、どうしていけば確保ができるのか、そういうことにも少し力を入れていかないと、60人足りないぐらいならまだいいけれど、600人ぐらいという話になってくると、これから3年後、5年後にまだふえる可能性があるわけです。

だったら、どこの都道府県よりも先にそういう送り出し国とのルートの開拓に少し力を入れていくべきではないかなと思ったところなんですけれど。

**○日高農業経営支援課長** 委員がおっしゃるとおり、今後、そういった送り出し国との関係も強化していくべきだと思っております。

先ほど私が申し上げたような関係も使いつつ、あと、今、農業法人の実態調査の中でも50法人ぐらいが約400名の外国人の方を雇用しているということで、そのほとんどが県外の管理団体を使って入ってきているというようなことも聞いております。

こういった管理団体の方々とも関係をつくらせていただいて、そこを通じて、どうやればそういった国と関係が築けるかということも含めて、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思っています。

**○山下委員** 関連なんですけれど、これは技能実習2号以降修了者ということで、今度のこの

外国人材確保対策事業をやられるんですが、もうことしの4月に労働者を受け入れるということで法は改正されましたよね。しかし、農業部門は農林水産省がしっかりしていなくてその受け入れの方式をつくっていないから、まだこれは動いていないんですよ。これを早く動かしてもらおう。

今度、宮崎県はいろいろと語学の勉強も指導しますよというものをつくりましたけれども、そういうものがばっちりあって2号ぐらいまで取りますと、5年だったものが、あと5年いれて10年入れるんです。そうしますと、今、星原委員が心配されたようなことは解決する可能性も出てくるんです。

そして、10年いると今度は永住権も出てくるんです。5年が終わると、その次は奥さんも連れてこられるんです。ですから、やっぱりそういう制度拡充は早くしていけないといけないのかなと思います。

一般質問でも言いましたように、うちも10年前から受け入れています。きのう、また2名来たものですから、きょう歓迎会をやるんですけど。ことしの6月に帰った人は、1カ月後にまた2号で来ます。ですから、そういうことで、やっぱりここに書いてあるベトナム・ミャンマー・インドネシアの皆さんは日本の外貨が稼ぎたいんです。

うちに3年いて帰ると、インドネシアの子なんかは帰ってきれいな家を建てています。それくらい稼げるんです。

ですから、私はそういうものを拡充してやって、ちゃんと勉強もさせて資格を取らせて、3年の子を5年、5年の子を10年というような形で仕事ができるような環境をつくってやることも、一つ制度としてやらないといけないのかな

と思います。

ぜひ、そのあたりを農林水産省に働きかけていただいて、一日も早くしていただく。そうすると、2号を使わなくて5年いますから、就労できますと。その中で一生懸命勉強をして、いろんな資格を取らせると5年延ばせるので、そういうことを一つやってほしいなと思います。

**○日高農業経営支援課長** 委員のおっしゃるとおりで、特定技能につきましても法は施行されているのですが、詳細な部分とといいますか、試験につきましても、まだ、秋以降になるとか、そういった情報もありますので、国からの情報収集にも努めつつ、今、委員がおっしゃったようなことについても要望してまいりたいと思います。

**○野崎委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○野崎委員長** 次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○鈴木農政企画課長** 常任委員会委員会の21ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて専決処分を行いましたので、御報告をさせていただきます。

事案は、県有車両、いわゆる公用車による交通事故2件でございます。

1件目は、平成30年12月14日、延岡市北方町早日渡巳175番地1、道の駅北方よちみろ屋駐車場におきまして、公用車の同乗者が助手席のドアを開けたところ、公用車の左側に駐車していた相手方の車の運転席側右前方に接触し損傷をさせたものでございます。

原因は、安全確認が不十分であったことによるものでございます。

2件目は、平成31年3月11日、都城市下川東4丁目18号1番地先路上において、赤信号のた

め停車したところ、その後、ブレーキの踏み込みが不十分であったため、前方へ発進し、相手方の車の後部に接触したものでございます。

原因は、ブレーキの踏み込みが不十分であったこと及び前方不注意によるものでございます。

損害賠償額は、それぞれ6万1,897円と38万5,000円でございますが、県が加入しております任意保険から全額支払われております。

交通安全につきましても、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして厳しく指導してまいりたいと考えてございます。

続いて、22ページをごらんください。

平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、平成30年度に議会において御承認いただきました繰越事業につきまして、繰越額が確定しましたので、御報告を行うものでございます。

表の一番下に記載しておりますとおり、農政水産部全体で21事業、繰越額は94億6,761万6,000円となっております。

繰り越しの主な理由といたしましては、国の補正予算の関係等により、工期が不足することによるものや、事業主体におきまして事業が繰り越しとなることなどによるものです。

次に、下段の平成30年度宮崎県事故繰越し繰越計算書について御説明いたします。

この事業は、国の補正予算で平成29年度2月補正予算で計上し、平成30年度に繰り越した事業でございますが、事業主体におきまして年度内の完了が困難となり事故繰越をしたものでございます。

繰越額は1億6,735万7,000円となっております



す。

なお、繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図り、早期完了に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○星原委員 今の明許繰越の件なんですけれど、国の予算関係で工期が不足というのがかなり出ているのは、不調不落とかいろんな話も結構聞くんですけれど、そういうことが起きているのか。要するに業者の人たちがとらないというか、とれないという話も結構聞いているんですけれど、国の交付金の問題ということであれば、国に対してこういうことでこれぐらいの工期が必要なので、早く出してくれとかそういうことによるのかなど。

ただ、補正となっているので、国の補正を組む時期でおくれているのかもしれないなとは思いますが、その辺はどういうふうに捉えたらいいんですか。

○鈴木農政企画課長 やはり国の事業が補正で来るのが原因の多くを占めていると我々も認識しておりますし、折に触れて国に対しては要望をさせていただいております。

特に、本年5月に知事が上京して国へ要望をした際にも、例えば予算の事業であります産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業、そして、一般質問でもいただきました公共事業の部分につきまして、やはり早期に、計画的に執行できるように、国においても御配慮をいただきたいことで要望をしております。

これからも引き続き粘り強い要望をしていきたいと考えております。

○太田委員 同じところですが、事故繰越の主

な繰越理由については、事業主体において事業が繰り越しとなることによるものということなのですが、通常の繰り越しのところでも事業主体においてということで、同じ文言の繰り越しがあるんですけど、これは、同じ文言が使っていますが、この事故繰越は、何か特殊な理由があったんですか。

○谷之木畜産振興課長 一番下の事故繰越の案件ですけれども、こちらは、畜舎の鉄骨をつなぎ合わせますハイテンションボルトというものが、ボルトの不足で調達に時間を要したことで工期がおくれて事故繰越になったと、一番下の事業につきましては3件ございまして、同じ理由で事故繰越になったものでございます。

それから、畜産振興課で言いますと、明許繰越のところの畜産振興課の欄の畜産競争力強化整備事業、こちらのほうも同じ畜産クラスター事業なんですけれども、こちらも先ほどと同じく先ほどのハイテンションボルトの調達に時間を要したということで、繰り越しになっております。

先ほどの、畜産振興課の事故繰越は、国の畜産クラスター事業で事業期間が短く、それで明許繰越をしたものがさらに先ほど申しましたハイテンションボルトの調達に期間を要して事故繰越になったということでございます。

○鈴木農政企画課長 念のために私も確認をしたんですけれども、主に会計の要望によるものだそうでした、明許費のほうの事業主体と書いてあるところは、県が事業主体となるもの。事故繰越のほうは、民間が事業主体で、いわゆる県の間接補助のものについて事故繰越となっているもので、明許もそうですが、この用語を使うこととなっているそうです。

○野崎委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○愛甲農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

常任委員会資料の23ページをお開きください。

農畜水産物の輸出拡大に向けた取組方針の概要についてでございます。

1の趣旨にありますように、農政水産部では、少子高齢化の進展等による国内市場の縮小が懸念される中、輸出による新たな市場の開拓や拡大を図り、本県の農畜水産物の成長産業化や農家所得の向上につなげていくため、3の特徴にありますように、これまでの輸出実績を踏まえ、国や地域ごと並びに重点品目ごとに特性や課題等を分析し、具体的な戦略を明確化した取組方針を本年の5月に策定したところでございます。

本県の農畜水産物の輸出の現状につきましては、4のグラフにありますとおり、2017年度は46億4,000万円となるなど、アジアを中心に順調な伸びが見られますが、今後、さらなる輸出促進を図るためには、5の課題と対応策にありますとおり、輸出に挑戦するプレーヤーの育成や新たな品目の創出に向けた産地づくりに加え、農家所得に直結させる取り組みや新たな市場拡大等への対応が必要になっております。

このため、次の24ページにありますとおり、6の輸出先の国や地域ごとの戦略では、(1)の表のとおり、これまでの国や地域ごとの輸出実績や非関税障壁の状況等を踏まえ、取引の重要度や難易度に応じて市場を4つに区分し、具体的な国や地域を位置づけたところでございます。

あわせて、(2)の主な取り組みの方向性にありますとおり、例えば最重要市場に位置づけた①の香港に対しましては、主力品目の牛肉や養

殖ブリ、カンショのロットの拡大や価格競争力を高めるための物流の効率化に取り組んでまいります。

また、②の台湾に対しましては、完熟キンカンの本格的な輸出に向けて、残留農薬基準への対応や春節の準備に間に合うように、年内出荷を可能とするような輸出専用産地の育成を進めてまいりたいと考えております。

さらに、③のアメリカに対しましては、牛肉や茶などの輸送時間や輸送コストを吸収できる品目の選定・推進等を目指すこととしております。

また、7の重点品目ごとの戦略につきましては、(1)にありますとおり、各品目ごとの輸出実績に基づき主要品目と有望品目に区分し、主要品目に牛肉や養殖ブリ、カンショ等を、有望品目にキンカン、豚肉、鶏肉等を位置づけ、(2)の主な取組の方向性にありますとおり、①の牛肉では、最新鋭の食肉加工処理施設の稼働を契機に、主要市場である香港、アメリカのロットの拡大やEUへの対応強化等を、②の養殖ブリでは、アメリカなどの新規市場の開拓や冷凍商材の開発等を、③のカンショでは、ニーズの高い品種の産地化や輸送中の腐敗対策の強化等を進めていくこととしております。

このような取り組みを通しまして、8の成果目標につきましては、2022年度の農畜水産物の輸出額を81億4,000万円としたところであります。

取組方針の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、本年6月に公表しました平成30年度の農畜水産物の輸出実績についてでございます。

資料の25ページをお開きください。

本県の平成30年度の輸出実績は、1の概要にありますとおり、金額ベースで見ますと、前年比119%の55億4,000万円となり、過去最高額を記録したところであります。

品目別輸出実績につきましては、2の表にありますとおり、農・畜・水産物のいずれも堅調に推移しております。

特に畜産物の牛肉につきましては、アメリカを初め、香港や台湾などを中心に着実に増加しており、輸出額全体の74%のシェアとなっているところです。

その他の特徴的な動きとしましては、水産物の輸出額が大幅に増加しておりますけれども、これは、養殖ブリのほかにアフリカ等へのサバの輸出が急増したことによるものでございます。

また、輸出先の国別実績につきましては、3の表にありますとおり、台湾、シンガポールで順調な伸びが見られており、アジア諸国で全体の66%を占めております。

なお、26ページには、輸出促進に向けた各種取り組みの写真を掲載しておりますけれども、今後とも、先ほど説明いたしました取組方針をもとに、さらなる輸出拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高農業経営支援課長** 農業経営支援課です。

常任委員会資料の27ページをごらんください。

農地中間管理事業の実施状況等について御報告します。

まず、平成30年度の農地中間管理事業の実績についてです。

平成30年度は、農地中間管理機構を中心に、関係機関等と連携して取り組んでまいりましたが、図1のとおり、転貸面積は、前年度を下回る1,325ヘクタールとなり、その伸びは、全国的な傾向と同様に鈍化しております。

一方、分散している農地を担い手等にまとめる再配分は、122ヘクタールと年々増加しており、集約化は徐々に進んでいる状況でございます。

次に、表1の下から2段目の宮崎県の欄をごらんください。

中ほどにあるとおり、事業が始まった平成26年度から5年間の借入面積は、累計で5,942ヘクタール、耕地面積当たりの割合は8.9%となり、これは九州で2位、全国で13位となっております。

また、表1の右側にあるとおり、担い手への農地集積率は48.7%となり、平成25年度より3.7ポイントふえ、九州で3位、全国で15位となっておりますが、令和5年度に集積率を80%とする目標の達成に向けてさらなる取り組みの強化が求められております。

これまで本県では、全ての市町村で機構が活用されてきましたが、話し合いの下地があり、取り組みやすかった地域での推進が一巡した状況にあることから、今後は新たな地域の掘り起こし、露地園芸法人への個別推進、基盤整備や産地振興対策と一体となった取り組みが必要と考えております。

次に、資料の28ページをごらんください。

令和元年度の農地中間管理事業の取組方針についてでございます。

本事業が始まって5年を経過し、国は事業の見直しを行い、特に①人・農地プランの実質化に向けた支援、②集積・集約化を促進する関連制度の見直し、③機構の手続の簡素化等を掲げており、これらを踏まえ、本県におきましては、今年度の機構活用の目標面積を3,000ヘクタールとし、引き続き、関係機関が一体となって、主に以下の重点事項に取り組むこととしています。

まず、一つ目は、推進チームの活動の強化、

地域の話し合いの活性化です。

機構駐在員を増員するなど、マンパワー向上を図るとともに、市町村、農業委員会、JAなど部門を超えた連携によるチーム活動の強化を図ります。

また、農業委員会、農地利用適正化推進委員による地域農業者の意向把握や、その結果を人・農地プランなどの話し合いの活性化につなげる取り組みを支援します。

二つ目は、農地の集約化や基盤整備事業による耕作条件の改善です。

担い手に、まとまった形で農地を効率よく利用していただけるよう、シャッフル・再配分を着実に推進するとともに、圃場整備等と農地の集積を一体的に進め、担い手の皆さんが耕作しやすい条件へと改善を図ります。

三つ目は、新たな制度や事業の活用でございます。

5年後見直しによって簡素化される新たな仕組みに円滑に対応できるようサポートします。また、利用権の設定が困難だった相続未登記農地の活用を促進したいと考えております。

説明は以上でございます。

**○戸高農業担い手対策室長** 農業経営支援課農業担い手対策室でございます。

常任委員会資料の29ページをお開きください。

新規就農者の確保・育成の状況について御報告いたします。

表が3つございますが、まず、左上の新規就農者の就農状況の表をごらんください。

近年、新規就農者は増加傾向にありまして、表の右側の合計欄ですが、平成30年には402人と昨年に引き続き400人を超える就農者数となりました。

その左側の列に内訳がございますが、自営就

農が164人、農業法人等への就農が238人となっております。

また、下の表の経営類型別をごらんいただきますと、施設野菜や露地野菜、肉用牛での就農が多くなっております。

次に、右の表の地域別をごらんいただきますと、中部や児湯地域で100人以上と多くとなっております。

2の取組の内容をごらんください。

まず、(1)にありますように、多様なスキルを持った人材を確保するため、首都圏や県内において就農相談会を開催するとともに、(2)にありますように、就農希望者が県内の農業法人等において、数カ月間の就農研修を実施し、スムーズなマッチングにつなげております。

さらに、30ページの(3)にありますように、就農の意思を固めた者に対して、耕種部門では、みやざき農業実践塾や県内各地に整備されている就農トレーニング施設において、また、畜産部門では、繁殖・肥育センター等での就業により、技術の習得に取り組んでおります。

今後の対応につきましては、3の(1)にありますように、農家子弟等の就農促進に向けて、先ほど補正予算案で御説明しましたとおり、国の次世代人材投資事業の交付対象とならない農家子弟等の新規就農者に対し、経営開始資金を交付する事業に取り組むとともに、(2)にありますように、県内の就農トレーニング施設において、就農希望者の育成が円滑に図られるよう、施設運営者と連携し、就農相談会において研修制度等の情報発信を行います。

また、(3)にありますように、株式会社マイナビと締結した連携協定をもとに、双方の有する施設等を活用した情報発信を行うとともに、マイナビが開発する人材確保・育成システムの

活用に取り組みます。

さらに、(4)にありますように、就農希望者や新規就農者に関する相談から研修、就農、定着までの情報を一元管理できるデータベースシステムを本年度から運用を開始しており、今後、関係機関・団体と情報共有体制を充実させ、新規就農者のさらなる確保と育成に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○盛永農村整備課長 農村整備課でございます。

常任委員会資料の31ページをお開きください。

防災重点ため池の再選定について御説明いたします。

1の経緯にありますように、平成30年7月豪雨で西日本を中心に多くのため池が決壊し、防災重点ため池ではない小規模なため池で甚大な被害が生じたことから、平成30年11月、防災重点ため池の新たな選定基準が農林水産省から示され、全国で今年5月をめどに再選定が実施されたところでございます。

本県におきましても、県が市町村と調整を行いながら点線囲みの選定基準をもとに再選定を実施いたしました。

再選定の結果は、2にありますとおり、農業用ため池の総数は663箇所、防災重点ため池は420箇所となりました。

右側のページの表をごらんください。

市町村別の内訳を示しております。県内では、20の市町に農業用ため池がありまして、そのうち約4割、また、防災重点ため池についても約半数が宮崎市に位置しております。

左側のページに戻っていただきまして、3の今後の取組についてですが、①の今年度早急に実施する取り組みとして、防災重点ため池の名称、位置を示しましたため池マップ、氾濫解析

に基づく浸水想定区域図、また、今後5カ年程度の補強対策工事の計画を示しました宮崎県ため池対策実施計画を作成いたします。

②の優先順位をつけて順次実施する取り組みとしまして、緊急時の避難経路や避難場所を示しましたハザードマップの作成や、先ほど御説明しました、宮崎県ため池対策実施計画に基づきまして、豪雨及び地震に対するため池の機能維持に必要な補強対策工事を実施してまいります。

なお、この補強対策工事につきましては、平成30年度から国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による臨時・特別の措置予算を活用しまして、例年より予算を増額して実施しております。

右側のページの4、その他をごらんください。

農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的とする、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が本年7月に施行される予定となっております。

法律施行後は、全ての農業用ため池の届け出や特定農業用ため池の指定など、県及び市町村が相互に連携を図りながら、農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずることとしております。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

○佐藤委員 23ページですが、5の課題と対応策の課題に輸出に挑戦するプレーヤーの育成とありますけれども、このプレーヤーの育成とはどういう内容ですか。

○愛甲農業連携推進課長 輸出に挑戦するプレーヤーの育成でございますけれども、私どもが考えているのは、県内にいろんな業者さんがお

られますが、その方々がいろいろ生産する中で、もう一押しすれば輸出に取り組めるという方々もいらっしゃるんですけども、どうしても知識とか経験がないということで、そういう人たちに対していろんな形で支援をして、第一歩が踏み出せるようにしていきたいと思っていますところでは。

○佐藤委員 わかりました。

現在、輸出をしている業者はどのくらいあるんですか。いま一つ輸出できていないということで、新たなプレーヤーを育成するということですが、現在、輸出できている業者は、JAとかそういうところなのか、それとも個人の企業なのか、そしてどのような規模なのか、全体像がよくわからないんですけれど。

○愛甲農業連携推進課長 品目別の具体的な数はちょっと把握しかねているんですけども、一応、私どもが実績を取りまとめるときには、関係機関、団体等を通して、その各分野の事業者を紹介していただきまして、そこに聞き取り調査をさせていただいております。ですから、その数字になってくるのかなとは思っております。

県内で輸出に取り組む産地ということで御報告したいと思っておりますけれども、平成23年度から平成30年度までの8カ年で、県内では18産地が取り組んでおります。

品目別の内訳としましては、耕種部門が14産地、そのうち野菜が8産地、果樹が3産地、花卉が2産地、お茶が1産地となっています。それから、畜産部門におきましては、4産地ということで、和牛1産地、豚肉1産地、鶏卵2産地となっております。

○佐藤委員 輸出は、業者が個々にやっているんですか。

○愛甲農業連携推進課長 今回の数字は、当課の事業を活用したJA、あるいはJAの生産部会を指しておりますので、全てを指しているわけではございません。

○佐藤委員 それぞれ輸出は行われていて、ここに出ているのは全体の数字ということですね。それぞれまでは把握していないが、輸出は行われていると、把握できないほどの企業が輸出しているという捉え方でいいのかな。

○愛甲農業連携推進課長 全てを把握しているかと言われると、そこまでは把握できているとは言えないとは思っておりますが、それぞれの分野でいろいろと情報をいただいておりますので、大宗はつかんでいるのではないかなと思っております。

○佐藤委員 わかりました。

輸出拡大を推進する、挑戦するプレーヤーを育成するということでもありますので、どこにどのような業者がいるのかはもちろん把握されているんでしょうけれども、挑戦しようとしている業者をまずは把握しなければ、もしくは、現在、輸出している業者がどのような業者なのか把握されていると思ったので質問したところでは。

○星原委員 関連してなんですが、46億4,000万円で過去最高だと掲げているんですけど、九州各県の売り上げと比較しないと、何か、さも宮崎県がかなり売り上げたみたいに考えてしまうんですが。せめて九州各県がどれぐらい海外に向けて輸出をしているのか、そういうものと比較しながらでないと、ただ、46億4,000万円という数字だけでは、何とも納得しがたいところがあるんですけど、それはどうなんですか。

○愛甲農業連携推進課長 各県の情報もいろいろ探っているところなんですけれども、それぞれの県で調査の仕方とかも違うので一概に言え

ないところがございます。ただ、委員がおっしゃるように、じゃあ、私どもの県の数字が本当に多いのか、少ないのか、そういったものはちゃんと分析する必要があると思っております。

国が同じように30年度の実績を取りまとめておりまして、それと比較するのが一番いいのかなとは思っております。ただ、国のほうは加工品や林産物、そういったものも全て捉えた数字になっておりますので、それらを省いた形であらあらではあるんですけども、こちらのほうで数字を調整してみたところ、30年度の本県の実績が、割合からすると1.5%から2%ぐらいになるのかなと内々では分析したところでございます。

**○星原委員** なぜ、そういうことを聞くかという、多分、人口減少が進む中では、これからの都道府県もやっぱり海外を目指していくだろうと思うんです。そういう中で、宮崎県は産出額で行くと第5位ぐらいですが、海外に向けても、その範囲内のところで済んでいるのか、済んでいないのかということと、この46億4,000万円で宮崎がそんなに先を走っているようには思えないものですから、やっぱり、進んでいるところとの違いを比較して、今後どうするかというのが一つ。もう一つはやっぱり海外に持っていくと、それだけ輸送コストとかいろんなものがかかりますが、農家の人たちの取り分とか利益はちゃんとあるのかどうか、それはどういうふうに捉えたらいいんですか。

**○愛甲農業連携推進課長** まず、今後どうするかということでございますけれども、輸出実績をいろいろと分析してみますと、本県では牛肉が全体の4分の3ぐらいを占めております。次いで、養殖ブリ、そして、カンショという形になるんですけども、この3品目で全体の9

割近くを占めるような状況になっております。

ですから、本県が今後輸出額をどんどんふやしていこうとすれば、やっぱり新たな品目を開発していかないといけないと思っております。

それと、輸出専用の産地もつくっていく必要があるのではないかなと思っております。そういった取り組みについて先ほど取組方針の説明をさせていただきましたけれども、対象となる国とか、あるいは品目、そういったものの特徴等をいろいろ分析しながら、今後検討をさせていただきたいと思っております。

**○星原委員** そこでなんですが、牛肉が4分の3も占めているということになると、主流はそういうところになると思うんですけど、香港であれ、どこであれ、国内の競争と同じことを外国でもしているわけです。宮崎牛だとか、どこ牛だとか、いろんな形で競争しても、向こうに行ったときは和牛という形になっているわけで、やっぱりそういうことを考えたときに、各県ではなくて国の政策として考えてもらわないと農家の所得はふえない、高く売れないと思うんです。国内競争と同じことをやっていたら、輸送コストからいっても大変になってくるわけで、そうではなくて、A5なら幾らとか、宮崎県は毎月幾らとか価格が統制されてやるならいいんですけど、今みたいに自由競争で向こうのバイヤーの人たちが宮崎県は幾ら、大分県は幾ら、長崎県は幾らだとかと言われると、下げていかざるを得なくなってくる部分も出てくるわけです。

そんなことをやっていたら、結局、外国まで持っていっても、いいところはなくなってくるわけです。ですから、やっぱり外国に売るときには、本当は農林水産省あたりが統制をして、どれだけのものをどれだけとか、相手が欲しがっ

ているものに価格を決めて輸出とか、何らかの形を考えていかないと、各都道府県が勝手に持って行って値段を競らされてやっていたら、本当に利益が出てくるのかなと私は思うんです。

やっぱり、そういうことも考えて今後取り組まないと、ただ宮崎からいくら買ってくれとか言われるだけで、果たしていいのかどうかと。これは私もわかりませんが、そういうことをやっていて、本当に日本の農業とか宮崎の農業を守れるのかちょっと疑問なので、その辺の検討とか議論とか、あるいは国に向けてそういう話をするということはないんですか。

**○愛甲農業連携推進課長** 価格の設定等については、自由競争の中での話になるでしょうから、こちらから委員がおっしゃるようなことをお願いしても、なかなか通るような感じはしないんですけれども、ただ、委員がおっしゃるように、輸出をすることでしっかり稼いでいく必要はあると思っています。

価格競争に負けて、輸出はしたけれども損をしてしまったということにならないように、我々も例えば輸送コストであるとか、品質保持対策であるとか、あるいは、一定量のロットをしっかりと安定供給できるような体制づくりであるとか、そういったことをやりながら、取引先としっかりと連携をしながら安定価格に取り組んでいきたいと思っています。

**○谷之木畜産振興課長** 今、説明のありました輸出量の多い牛肉なんですけれども、委員がおっしゃるように、確かに価格競争とか、産地間競争になってはせっかく持っている意味がなくなりますので、これまで宮崎県の場合は輸出業者としっかりとタグを組んでおります。例えば、アメリカであればその地域で宮崎牛を行政と経団連等の生産側、それと輸出業者でしっ

かりタグを組んで売り込んで、ネームバリューを上げて、しっかりとした価格で売っていただくように、今、取り組んでいるところでございます。

おかげさまで量としても、平成30年度の全国の輸出量が3,560トンなんですけれども、宮崎県産の牛肉は470トンということで、大体13%が宮崎県産となっております。そこは、しっかり価格競争にならないように、そして、アカデミーショーのアフターパーティーだったり、それから、イチロー選手に買っていただいているといったこともしっかりPRに加えて、外国の方々にもよさをわかっていただいて買っていただくと、そういう取り組みを進めようと思っております。

**○星原委員** 売り方も今後工夫しないと、単に肉卸に持っていくだけではなく、1頭なら1頭がどれだけになるか。だから、その1頭全部を食える、売れる、そういう形のものにするためにはどうするかとか、そういうところまで研究していかないと。単純に肉の価格だけで競争というのでは、今後、私は厳しいと思うので、宮崎の牛は1頭で幾らになって、それをそれぞれの部位で分けて行って、トータルでちゃんと農家に還元されるように。さっき言った加工技術と一緒に、加工の仕方、カットの仕方なんかをしっかりと売っていくような、やっぱり売り方を研究してやっていただきたいなと思うんです。

そういうところで活路を見出していないとちょっと厳しいのかなと。まだ、松阪牛とか神戸牛のように高く売れないので、そっちのほうの研究とかにも取り組んでほしいなと思います。よろしく願いしておきます。

**○横田委員** 牛肉の輸出ですけれども、先日、ミヤチク的都農工場がEU向けの新工場としてオ



オープンしたわけですが、EUへの輸出に対する見通しをちょっと教えてください。

○谷之木畜産振興課長 3月末に都農の新しい工場が竣工しまして、現在、EUの認定に向けて手続を進めているところでございます。

県のほうからは、厚生労働省に対して6月14日付で認定の申請書を提出して、6月17日に受理をされたところでございます。

今後の手続につきましては、厚生労働省などの現地調査を受けまして、その後、改善等必要な措置がある場合は、その対応をした上で厚生労働省のほうから認定に関してEU側に通知をしていただく予定となっております。

EU側に通知ができましたら、その後、EUのほうで施設を認めたということで、EU側のホームページにミヤチクの都農工場が掲載されると、そこでもう承認ということになるということで、準備のほうは着実に進んでいる状況でございます。

○横田委員 今、枝肉はマルキンが発動している状況です。宮崎県は、よその県と比べると発動金額は少ないと。ということは、ミヤチクが頑張って買ってくれているという裏づけだと思うんですけど、ミヤチクが一生懸命輸出に力を入れて、輸出で稼いでくれているから、それが枝肉を買ってくれることにつながっているのかなと。

だから、農家所得に直結と書いてあるけれど、間接的に農家にそれが行っているのかなというふうにも思うんです。ですから、やっぱり、ミヤチクが、ミヤチクだけじゃなくてもいいんですけど、輸出を頑張って買って、しっかりと利益を確保してくれることが農家の所得にもつながると思いますので、ぜひ、ヨーロッパも含めてさらに頑張っていただければと思います。

○佐藤委員 先ほど牛肉の全国の輸出量は3,560トンでそのうち宮崎牛は470トン、40億円ということで、単純計算でいいのかわかりませんがキロ当たり8,500円という計算。宮崎県の輸出量は全国の中でどのくらいの順位なのか。神戸牛はどうか、松阪牛はどうか、佐賀はどうかというのわかりますか。

例えば杉生産は179万立方で28年連続日本一ですが、宮崎牛の輸出量は国内でどの位置で来ているのかがもしわかれば教えてください。

○愛甲農業連携推進課長 申しわけございません。その数字はつかんでおりません。

○谷之木畜産振興課長 都道府県ごとの輸出量は公表されておきませんので、我々も宮崎県の牛肉が行っている屠畜場やミヤチクといったところから数字をいただいて、集計しているものですから、ほかの県の数字がないので宮崎県が何位ということにはちょっと把握できておりません。

○佐藤委員 他県もそういう把握はできていないんですか。

○谷之木畜産振興課長 それぞれの県によって数値の捉え方が恐らく違いますので、それぞれの県が発表しているものだけになるのかなと思います。

○佐藤委員 多いんですね、宮崎県は。少ないのか、多いのか、多いほうですよ。

○花田畜産新生推進局長 今、申し上げましたように公表はしておりませんし、飼養頭数としては鹿児島県のほうが多いです。また、処理工場も多いというようなことで、今の量的に言えば、鹿児島県に比べますとかなり少のうございます。

ただ、価格的には、先ほど横田委員からございましたように、マルキン情報を見ますと、済

みません、うちの県はマルキン発動しておりません。ということは、農家に収益があるということで、しっかり海外にも決して安売りはしないという方針でやっておりますので、そういった取り組みが県内の農家への還元にもつながっていると考えております。

○佐藤委員 できれば、全国の例えば隣の鹿児島県はどのくらいの量を出して幾らの売り上げだと、宮崎県は鹿児島県よりも輸出のトン数は少ないけれども、実は金額は高いんですよ。高い値段で肉は売れていますよとかそういう情報があると、生産農家としても自信を持てるだろうし、そういう情報が今までないというのが私としてはびっくりなんですけど、今後、そういう調査は必要ですよ。

○花田畜産新生推進局長 なかなか情報公開してくれないのが実情でございますけれども、鹿児島県の新聞等を見て、鹿児島は100億あったとかという情報はしっかり仕入れております。全国の輸出協議会等もございますので、今後そういったところで意見交換ができるのかどうか。なかなかこういったところは、各県出してこないものですから厳しくはございますけれども、情報はしっかり捉えていきながら進めていきたいと思っております。

○佐藤委員 農林水産省あたりはそういうところは求めているんですか。

○花田畜産新生推進局長 先ほど星原委員からもありましたけれども、そういったオールジャパンで売っていきこうということで、和牛のイベントとかを一体的にやろうというような取り組みは、今、少しずつではございますけれどもやっています。

○佐藤委員 いずれはわかると思うんです。また、全国の数量はわかっているわけですから、

わからないとおかしいと思うんです。この全国の数量がわかったということは全部調べたわけでしょうから。他県がどのくらい出しているのか、どのくらいの金額なのかがわかるとありがたいかなと思います。

○大久津農政水産部次長(農政担当) しつこいでしょうけれど、貿易統計で出すんですけれども、各地域の税関等の統計でわかりますが、牛肉の場合、輸出認定工場が、先ほど言いました鹿児島にあるとか、宮崎に2つあるとか、そういった地域でバランスがあります。そこから出た数字になりますので、きのうも新聞に出ましたけれども、神戸牛だったら鹿児島県に持って行って出されているということで、数字がこちらのカウントになってしまいますので、産地の仕分けというのがどうしても統計上は出ないと。各県が努力してデータを集めた上で、先ほど局長が申しあげましたように、各県が互いにデータを持ち寄りましょうということができれば可能性はあると思いますが、今の段階ではそういう産地ごとのデータが税関等では出ないということで、難しい状況でございます。

また今後、工夫とかいろいろ国にもお伺いを立てて行きたいと思っております。

○佐藤委員 流通量が見えないところがあるんだなというのがわかりましたが、できるだけ明らかにする必要があるだろうと思っております。

牛というのは、全て1頭、1頭に数字を打って、この牛はどこにということまで生産者側はわかるわけですから、わからなくなるのはどうなのかなと思います。

○井上委員 この農畜水産物の輸出拡大に向けた取組方針に、品目ごとの実績が書いてあるんですが、品目によっては格段に伸びているわけです。牛肉と養殖ブリの伸びもすごいんですけ

れど、特にお茶がすごく伸びているんです。私がミラノに行ったときに、宮崎のブースでもうとてもおしゃれにお茶が出てきたんです。シャンパングラスでお茶が出てきて、非常にいい感じでお茶が振る舞われていました。このお茶がこれだけ伸びたのはどういう理由なんですか。

**○愛甲農業連携推進課長** お茶が伸びた理由ですけれども、外国では有機栽培茶のニーズが非常に高いと。食の安全とか、あるいは健康志向というのが非常に強くて、本県から輸出しているお茶の大宗が有機栽培茶になっております。

ですから、今後そういう有機栽培茶の輸出を目指すのであれば、有機栽培茶にシフトしていくような指導も必要かなとは思っております。

**○井上委員** 産地は宮崎県内のどこになるんですか。

**○愛甲農業連携推進課長** 今のところは個別の対応となっております、例えば農協単位の茶部会でやるとかそういうレベルにはなかなかになっておりません。

個別で有機栽培を始めた方々が取引先として輸出を選んでいるという状況でございます。

**○井上委員** 個別でこれだけ伸びるんだったら、やっぱり戦略的に考えて行くべきではないのかなと思います。日本のお茶は本当に喜ばれると思うんです。

だから、そこをちょっとした工夫と、それから販売ベースをどうつくり上げていくか、それをやっていただけるといいなと。せっかくなのでこれがもっともっと伸びるといいなと思うんですけれど。

**○愛甲農業連携推進課長** 県としても、委員がおっしゃるように、お茶の今後の販売先として、外国、輸出というのは大きな市場だと思っております。ただ、有機栽培茶になると、技術面が非

常に難しいということで、いろいろそういう有機に向けた取り組みにこれから少し力を入れようということで、県でも有機栽培茶研究会や有機栽培研究会を立ち上げて、メンバーを募っていろいろと研究活動を始めたところでございます。そういった中で有機茶の拡大に取り組んでいけたらと思っております。

**○井上委員** 実際、椎葉で育てたお茶が熊本県で有機として売られているんです。だから、そういうのも非常にもったいないと思うんです。私どもも熊本県の販売している場所に行ってみるんですけれど、大方が椎葉の茶なんです。

でも、それはすごくいいお茶になっているんです。紅茶にまでされているわけですが。せっかく宮崎のお茶はいいお茶なので、ぜひ期待していますので、よろしくお願いします。

**○函師副委員長** 今の井上委員の意見にも関連するんですが、今後、オーガニックの伸びはやっぱり海外の市場ではもう十分視野に入れなくてはいけないということと、あと、アメリカを初め、GAPや有機JASの認証が必要な国も多々ありますので、やはり、その取り組みを推進していくこと。実は、環境森林部のほうで出たんですが、今後、下刈りの作業の省力化でヘリで除草剤を散布すると。まだ試験的に始まったばかりなんですけれども、ここのバランスといますか、一方では推進しながら、一方ではブレーキをかけてしまうようなことにならないといいなという危惧があるんですけれども、そのあたりで何か部局間で連携をとっていくような流れはあるんでしょうか。

**○愛甲農業連携推進課長** 今現在、部局間での調整というのはしておりません。ただ、副委員長がおっしゃるように、そういう取り組みについては個人でできるような話ではなく、地域の

協力があって初めてできるような取り組みでございまして、また機会がありましたら、そういうところでの議論をさせていただきたいと思っております。

○野崎委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

---

午後3時41分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会の日程の最終日に行くこととなっておりますので、あさって行くこととし、再開時刻を13時としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 ないようですので、本日の委員会を終わります。

午後3時41分散会

令和元年6月21日(金曜日)

---

午後0時58分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	野崎	幸士
副委員	長	凶師	博規
委員		星原	透
委員		横田	照夫
委員		山下	寿
委員		佐藤	雅洋
委員		太田	清海
委員		井上	紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	前野	陽子
議事課主任主事	渡邊	大介

---

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、議案の採決を行います。議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第9号及び第16号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第1号、第9号及び第16号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

---

午後0時59分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時2分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

7月25日の閉会中の委員会につきましては、先ほどのとおり、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにします。

次に、県外調査の調査先につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

令和元年6月21日(金)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時3分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 野 崎 幸 士